

1 議事日程（3日目）

〔令和元年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和元年6月18日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	長谷川 公成 (13)	<p>1. 通学路の安全確保について</p> <p>過去数度にわたり高雄台上り口交差点と高雄中央公園交差点の2カ所については、横断歩道設置と点滅信号設置の必要性を質問してきたが、全く進展がみられない。</p> <p>警察署など関係機関との協議内容を含め、これまでの進捗状況について伺う。</p>
2	原 田 久美子 (11)	<p>1. 歴史の散歩道環境整備事業と周遊型の史跡観光について</p> <p>平成22年からの歴史的風致維持向上計画では、令和元年から令和4年間の計画とされているが、平成から令和になり観光客も多くなっている。</p> <p>(1) 歴史の散歩道環境整備事業を前倒して実施することが必要と考えるが見解を伺う。</p> <p>(2) 市長は周遊型についてどのように考えられているのか見解を伺う。</p> <p>2. 景観に配慮した道路環境整備と周辺整備について</p> <p>道路整備について</p> <p>(1) 水城小学校・学業院中学校から大宰府政庁までの転落防止柵は残延長約132mを令和元年度以降に順次整備を行っていくことを県に要望、協議を行うとの事であった。その後の進捗状況を伺う。</p> <p>(2) 大宰府政庁前の信号機については、以前、提言したところである。景観上、政庁の真ん中ではなく左右どちらかに移動ができないか。また、大宰府政庁前の多目的広場から見た信号機の角度を移動できないか伺う。</p> <p>(3) 坂本八幡宮から県道筑紫野太宰府線に出てきた三叉路付近は、観光客は道路事情に詳しくないため迷うとの声がある。左は太宰府市役所、五条、天満宮方面、右は福岡、西鉄都府楼前駅方面という表示ができないか伺う。</p>

3	徳永洋介 (4)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本市における県施工道路・河川・砂防の事業費について平成26年及び平成30年の道路・河川・砂防の県事業費について伺う。 2. 選挙運動用ビラについて 今回の公職選挙法改正により選挙運動用ビラが頒布できることとなったが、その概要について伺う。 3. 災害弱者対策について 災害弱者の避難対策について伺う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本市の「避難行動要支援者名簿」について (2) 「障がい者等災害時要支援者対策協議会」の計画について (3) 平時の福祉施策と、災害時の緊急対策組織の連携について
4	小島真由美 (9)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 豪雨災害に強いまちづくりについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 昨年の豪雨災害からの復旧の現状と今後について伺う。また、経験や教訓はどのように市の施策に生かされるのか伺う。 (2) 河川の護岸や沿道の安全性を確保するための整備について伺う。 (3) 逃げ遅れゼロをめざすための「タイムライン」の導入について伺う。 (4) 土のうステーションの設置について伺う。 (5) 障がい者や妊娠されている方などの要配慮者支援について伺う。
5	門田直樹 (15)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 改元に伴う来訪者増への対応と課題について 御代替わりにあたり新元号「令和」の由来が大宰府にあると明らかにされた。このことにより全国からの来訪者は発表後の4月から激増し、市はもとより関係団体、地域は対応に追われている。 駐車場や交通整理、来訪者への対応、観光回遊性など多くの課題があるが、今後の見通しと対応について伺う。 2. 都市公園の利用について 都市公園は規模や用途によっていくつかに分類され、それぞれ目的をもって管理、運用されていると思料するところである。 しかし現実には一般市民が利用しがたい状況も散見される。スポーツ専用の公園を除き、都市公園は市民に開放し、独占使用を認めるべきでないと考えているが、ご所見を伺う。
6	藤井雅之 (14)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険税及び事業について <ol style="list-style-type: none"> (1) 本年4月の保険税引き上げの影響について伺う。 (2) 県単位での保険税(料)率統一の動きへの認識について伺う。

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	柳原 莊一郎	議員	2番	宮原 伸一	議員
3番	舩越 隆之	議員	4番	徳永 洋介	議員
5番	笠利 毅	議員	6番	堺 剛	議員
7番	入江 寿	議員	8番	木村 彰人	議員
9番	小島 真由美	議員	10番	上 疆	議員
11番	原田 久美子	議員	12番	神武 綾	議員
13番	長谷川 公成	議員	14番	藤井 雅之	議員
15番	門田 直樹	議員	16番	橋本 健	議員
17番	村山 弘行	議員	18番	陶山 良尚	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（28名）

市長	楠田 大蔵	副市長	清水 圭輔
教育長	樋田 京子	総務部長	石田 宏二
市民生活部長	濱本 泰裕	総務部理事	山浦 剛志
都市整備部長	井浦 真須己	健康福祉部長	友田 浩
観光経済部長	藤田 彰	教育部長	江口 尋信
総務課長併 選管書記長	川谷 豊	経営企画課長	高原 清
防災安全課長	齋藤 実貴男	スポーツ課長	安恒 洋一
市民課長	池田 俊広	納税課長	花田 善祐
福祉課長	田中 縁	国保年金課長	高原 寿子
建設課長	中山 和彦	建設課用地担当課長兼 県事業整備担当課長	伊藤 剛
都市計画課長	竹崎 雄一郎	社会教育課長	木村 幸代志
文化財課長	城戸 康利	上下水道課長	佐藤 政吾
観光推進課長兼 地域活性化複合施設太守府館長	友添 浩一	国際・交流課長	木村 昌春
産業振興課長併 農業委員会事務局長	伊藤 健一	監査委員事務局長	福嶋 浩

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	阿部 宏亮	議事課長	吉開 恭一
書記	斉藤 正弘	書記	高原 真理子
書記	岡本 和大		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、12人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日18日6人、19日6人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

13番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

[13番 長谷川公成議員 登壇]

○13番（長谷川公成議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました通学路の安全確保について質問させていただきます。

まずは、5月8日に滋賀県大津市で起きた交通事故で、事故に遭われた園児と保育士の皆さんに心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

本市における通学路の安全確保に関しましては、以前より幾度となく繰り返させていただいております。近いところでは平成30年3月議会において質問いたしておりますが、いまだに改善されておらず、どのような対応を行っておられるのか、その進捗状況をお尋ねいたします。

1、高雄台上り口交差点の横断歩道設置についてと高雄中央公園交差点の横断歩道設置と点滅信号の設置について、この1年間でどのような協議がなされたのか。万が一何もされていないとすると議会軽視ととらざるを得ないが、市長にご答弁をお願いいたします。

2、平成30年3月定例会のご答弁では、高雄台上り口交差点の横断歩道の設置については、歩行者のたまり場の確保が難しい、注意喚起を図っている、ハンプ設置の検討、国土交通省の社会実験結果をもとに現在検討をなされているとのことでした。たまり場確保に向けてどのような調査を行い、道路沿いの土地所有者を訪ね、協力を仰いだのか、またハンプ設置、社会実験結果をもとにどのような検討をなされたのか、お伺いいたします。

また、高雄中央公園交差点の横断歩道や点滅信号の設置についても、今後、筑紫野警察署の協議、ゾーン30の検討をされるというご答弁をいただいておりますが、この1年間でどのよ

うな協議をなされたのか、協議の進捗状況とゾーン30の検討結果についてお伺いいたします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おはようございます。

長谷川議員のご質問にお答えをいたします。

児童・生徒の通学時などの安全確保に関しましては、各自治会での見守りを初めといたしまして、さまざまな方にご協力をいただいておりますことに、まずこの場をおかりいたしまして御礼を申し上げます。

ご質問の交通安全対策につきましては、議員を初め地元自治会、公安委員会などのご協力をいただきながら実施しているところでありますが、協議などに時間がかかっていることも事実であります。また、進捗状況報告などもより丁寧に行う必要があったと考えておまして、今後は状況報告をさらにも密に受けながら、引き続き横断歩道設置などに向けての協議を行ってまいりたいと考えております。

詳細の経過につきましては、担当部長より回答をいたします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） おはようございます。

詳細につきましては、私からご回答申し上げます。

まず、高雄台上り口交差点に関してですが、議員ご指摘のように、前回の答弁で歩行者のたまり場がないことから横断歩道にかわるものを考えたいとの回答をさせていただいておりましたけれども、議員から歩行者のたまり場確保の提案をその後受けまして、筑紫野警察署との立ち会いをさせていただいた中で、道路がいわゆる「く」の字、少しちょっと折れ曲がっている状況がございまして、下り車線から右のたまり場の視認、いわゆる歩行者がいるということの確認ができないということが判明したため、横断歩道の設置が難しいというふうに今確認をしているところでございます。そのため、ハンプ設置に向けて筑紫野警察署と協議をさせていただいているところでございます。

次に、高雄中央公園の交差点につきましては、県警本部から点滅式信号機の設置はしないとの回答を受けまして、区域を定めて速度規制を行いますゾーン30につきましても検討いたしました。高雄台への進入道路が多く、面的に規制をすることが難しいとの筑紫野警察署の判断を受け、横断歩道の設置に向けて、位置などについて現在筑紫野警察署とも協議を行っているところでございます。

いずれにしましても、通学路の安全確保は市といたしましても重要課題と考えておりますので、全市的に課題を解決していく必要があると認識しております。児童・生徒の通学時の安全や周辺住民の安心・安全を確保するために、筑紫野警察署や地元自治会、学校などとも協力の上、安全対策を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

まず、それでは市長のご答弁の中からお尋ねしたいんですが、昨年の平成30年3月にこの質問、それ以前にもずっとしてきているわけです、この内容において。一番最初、当初は5カ所あったところが、1カ所横断歩道が設置され、次はまた4カ所になり、3カ所になりというふうに徐々には確かに警察の協議の中において横断歩道の設置も進んでまいっていることは事実です。そこは非常に評価いたしております。が、協議等に時間がかかるというのは、私たちは、協議等に時間がかかっているって、ずっとこの質問はしてきているわけですから、今になってなぜそのように、まだいまだにその協議等に時間がかかっているというのは、ちょっと私は理解ができないんですが、そういったところをご答弁あれば、なぜここだけが協議等に時間がかかっているのか、ご答弁お願いします。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっと答弁の私のわかりにくさがあったと思います。今まで平成30年3月、私が就任してから直後の議会の中でこうしたご指摘をいただいております、その前からご指摘もいただいているということも私も認識をした上で、これまで担当を中心に議員のご指摘に少しでも要望にお応えできるように、さまざまな協議なり、私自身も働きかけなり、そうしたものを続けてきたところでありますけれども、議員のご指摘のまま、そのまま実現をするということはまだ実現していないということもありますので、そうした意味で協議に時間がかかっているといえますか、全ての要望にお応えするにはもう少し時間をいただきたいと、そういう意味で答弁をさせていただきました。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） そのような協議ならまだわかるんです。私も質問したからというて、すぐ横断歩道を設置するというふうには思っておりません。ただ、やっぱり協議の進行ぐあいであいであいその進捗状況が明らかになってくるというふうなことで質問させていただいているわけですが、何回も言っていますけれども、高雄台の新しい団地ができて、非常に子どもたちが増えているんです。ですから、この2カ所については、今通学路になっているところで、ここだけが2カ所横断歩道等が設置されていないんです。非常にやはり朝立っていますと危険を伴います。道路幅もそんなに広いわけではないんです。ですから、今のところはまだ事故とか起こっていないんですが、非常に危険で、テレビにも取り上げられたことがあります。ですから、グリーン地帯とってそういったところでもやってはいただいているんですが、やはり子どもたちが横断歩道を渡る癖がついていないので、登下校時に見ていたら道路の真ん中を平気で横断するんですね。ですから、そういうふうな危険性もあります。車を乗ってある方、ドライバーは、そこに子どもがいたら減速しないとイケないということで、子どもが飛び出す危険性があるということで、なかなかスピードを上げられないというふうな、そこで多少渋滞してしまう。そこはドライバーの皆さんのおかげで事故等は起こっていません。ですか

ら、事故が起こる前に何とかしなければいけないということで問題提起しているところであるんです。ですから、早目に警察等とも協議していただいて、部長の答弁にもありましたけれども、できるものはできる、できないものはできないってはっきりおっしゃっていただいて結構なんです。それは道路交通法の問題とかいろいろあるでしょうからね。ただ、今回のこの質問でようやく明らかになったのが、部長の答弁でありましたけれども、「く」の字になっているから、そこにはたまり場の目視ができないから、今回はもう横断歩道設置はできないというふうにご答弁いただいたんで、それは納得したくないですけども、そういったことでもう公安委員会と警察が言うなら仕方ないですけども、ただちょっと協議に時間がかかり過ぎてはいないかなというふうに思っています。

ですから、今回のご答弁をいただいた上で、一步前進しているなというふうに思いましたので、そこをちょっと踏まえた上で質問させていただきますが、まずはこういった通学路の安全確保については、今市長のご答弁でもありましたように、地元地域とか自治会、PTA等々から要望が上がって、市営土木で予算立てしていると思うんですが、こういった問題が多いのであれば、今後はどういった言葉をつけるかあれなんですけど、例えば通学路整備事業とかそういった名目で予算立てして、今後に通学路の安全確保についてこの予算で整備していくというふうなことで考えられてはいかがかなというふうに私は思うんですが、市長でも部長でもどちらでもいいので、ご答弁をお願いします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） ご質問いただきありがとうございます。

今議員おっしゃいましたように、今までは市営土木という中で、自治会からの要望とか上がってくる中で、その中で通学路に関するものということでやっていましたが、実は議員ご指摘のように、平成30年度から実は市営土木の中身から通学路の整備ということを少し独立させまして、予算的にはそんなに実施できていない部分もございますけれども、やはり市営土木で自治会から上がってくる分と、あとはPTAといいますか、学校のほうから交通安全プログラムの中で各学校から、小学校区のほうから上がってくる分、平成30年度は全体で59件ほど上がってまいっていましたが、そういう要望にも応えていきたいということで、平成30年度からそういう通学路整備時の予算を少しですが確保してはいるところでございますけれども、やはり今先ほど議員も冒頭におっしゃっていた児童・生徒の通学路というか、安全を侵すような交通事故が多発している状況もございますので、その辺は担当局とも相談しながら、予算の確保には努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） そういったことで、市としても考え方が徐々に徐々に前進しているのであれば今後期待したいと思いますので、ぜひともお願いします。

1項目めについてはこれで終わりますが、2項目め、平成30年3月定例会の答弁では、高雄

台上り口の横断歩道設置についてはたまり場確保が難しいということで、それではたまり場確保をするためにどのようにしたらいいかということで、やはり土地所有者のお宅を訪ねて協議してはどうかというふうに私のほうから発言したと思います。実際、たまり場確保するには、やはり2mから1.5mの、そういった幅が必要だという当時のご答弁があったので。ただ、協議されたのかというと、協議はされていないと。それはあそこの箇所が「く」の字、上から見たとき——下から見ても「く」の字——になっているからということで、その横断歩道はもう設置不可能だと。不可能なんですね。もうよろしいですね。これでもう理解してよろしいですね。では、仕方ないですね、もう。

これ部長、例えば今国が通学路に関して整備していこうというふうな思いがあって、今後そういう考え方変わるということは絶対にないんですかね。ちょっとお尋ねします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 議員ご指摘のように、国も、今実は第10次交通安全の基本計画を、平成28年から令和2年までですけれども、その5年間で交通安全といいますか、陸上というか道路の交通安全だけじゃなくて、海上、それとあと鉄道とか、そういう交通の安全に資するための基本計画を立てている部分がございます。その中でも、やはり交通死亡事故を減らすとか、あと交通の事故の件数も抑えていくというそういう数値的な目標も立てながら、国として、また県の交通安全基本の計画もございますので、そういうところも児童・生徒、特に高齢者の安全には今後きちっと整備していく。施設的な整備とかもですね。それとあと、国民、県民への交通安全の意識の啓発とか、そういうことも含めながらやっていくということの方針が出ていますので、私どもとしても、なるべく市民の安全・安心のまちづくりということで市長のほうもいつもおっしゃっていただいているので、そういう意味からあそこの場所だけではなくて全体的なものを見ながら、危ないもの、危険な箇所については整備をしていかなきゃいけませんし、先ほど申しましたように、ゾーン30とか、あとハンプとか、そういう物理的に速度を制限するとか、そういうものを使いながら交通安全に資するということは必要かなというふうに考えているところでございます。ですから、あの場所特定で言えば、例えば道路の形を変えればできるんじゃないかというご意見もあるでしょうけれども、じゃあそういうこともできるのかということも含めながら、いろいろなあらゆる可能性を探りながら、その場所、場所によって検討していくということは必要かというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） わかりました。

見通しが悪いからたまり場が目視できない、だから横断歩道が設置できないというふうな、そこを何かどうにかして、何か変えて、本当児童・生徒があそこは多いから、横断歩道設置に向けて頑張っていただきたいんですが、今現状ではハンプ設置が適当だろうということです。

前回もたしかハンプ設置については、それでいいんじゃないかという話もあったんですが、

当時のハンプという、専門用語じゃないかもしれない、かまぼこ的な感じですね。ただ、道路沿いにずっと住宅地があるもんですから、音がうるさい。ガタン、ガタンという音がするからハンプ設置はどうかというふうなことで見送られていたとは思いますが、現在、社会実験等が終わって、国土交通省がどのようなハンプ設置について見解を示したのか。例えば、たしか私が記憶しているのは2カ所あって、その上をガタガタと乗っていくようなハンプ設置だったと思うんですね、当時の考え方としては。今そのハンプ設置に向けて協議を行うということは、そういった形のハンプなのか、もっと何か変わったハンプなのか、詳細をお尋ねいたします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今私どもの考えていますハンプというのは、昔コンクリートでちょっとかまぼこ状の段差をつけて、スピードを落とさせるといふところはあったと思うんですけども、今は先ほど長谷川議員もおっしゃったように、そういうかまぼこ状のいわゆる段差というハンプだと、音とか、振動とか、それとあと車に与える影響も大きいということで、今国土交通省のほうで推奨しておりますものは、10cmの高さなんですけれども、大体2mで上って、2mで平場へおりて、2mでおりるといふ非常になだらかなハンプではあります。ただ、道路にハンプとわかるように赤で注意喚起といひますか、そこに着色して、速度を落とさせるといふふうな形を今実際、前回の答弁でも新宮町での検証結果といふことで、そういうことを見ながら考えていきたいといふことも申し上げました。今新宮町のほうでも平成28年に実施して、その後まず一番大きいのが速度です。そこは新宮町でしたところが、30km規制だったところが30kmを超えて走っている車が多かったのが、30km以内で速度制限を守ったといふところが大体1割から2割、上りで1割、下りで2割とか、そういう速度を落としたといふ検証が出ています。速度が落ちることによって、そのハンプを渡るときにも騒音と振動も非常に特に問題ないといひますか、そういう周辺に住まれている方も振動とか騒音については問題ないといふことで考えていらっしゃるといふことが半分以上いらっしゃったといふ報告も聞いています。

それともう一点は、運転をする側だけじゃなくて、周辺の地域の方へのアンケートも行っておりまして、その中でも全く音とか振動とかは気にならなかったといふ方が多くいらっしゃったといふことも聞いていますので、そういうハンプについて太宰府市ではまだやっていないものですから、そういう新宮町の検証結果を見ながら、できたら実施をできないかといふことで今警察とも協議をしているといふ状況ですので、ただあそこにつきましては、少し先ほども言いました下り坂といふか、上り坂でもあるんですけれども、坂になっていますので、どういふふうなものをしていいかといふことも含めて、もう少し警察とも。

また、このハンプにつきましては、国土交通省の福岡国道事務所も推奨といひますか、ぜひ活用をいふこともおっしゃっていただいているので、その辺福岡国道事務所のほうとも協議をしながら進めていきたいといふふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） ハンプ設置については、もし設置が決定した際には、近隣住民の方ともやはり説明等を行って、例えば自分の家の前につけられるのは嫌だという方も中にはいらっしゃるでしょうから、そういった慎重に協議していただいて、設置の方向に向かってぜひとも行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。もうこれが一番の交通安全対策になるのであれば、もうそこを国も推奨しているということですから、横断歩道設置ができないのであれば、やはり何か策を講じないといけないので、このハンプ設置については賛成というか、そうやってやっていただけることを期待しております。

次が高雄中央公園の交差点なんですけど、ここも公園のそばということで、以前「止まれ」の一時停止の標識をつけていただいて、どっちが優先かというのがはっきりしたんで、最近では事故等は起こっていません。ですが、やはり子どもは横断歩道を渡るという行為になれていないもんですから、もう堂々と真ん中歩いたり、斜め横断したりするもんですから、そういった教育部長も隣にいらっしやいますけれども、やはりそういった教育方面に関してでも横断歩道の設置は1カ所ぐらいはどこか必要じゃないかと。高雄台の団地から南小学校に行くときは、信号が1つあって、そこには横断歩道があるんですけども、やはり信号があるせいで、横断歩道が当然赤だったらとまるし、青だったら渡るようにしているんですけど、普通のフラットな横断歩道がないもんですから、やはり子どもたちもその横断歩道を渡るのをなれてないせいか、もう堂々と渡るもんですから、非常に危険な行為を何度も何度も見たことがあります。ですので、早目に、特に公園の近くで子どもたちも集まりやすいですからぜひともお願いしたいんですけど、やはりここのご答弁、さっきご回答いただきましたけれども、点滅信号は難しいだろうというふうなご回答だったんですね。確かに新規で点滅信号が最近設置されるというのは余り見かけておりません。信号設置についてはいろいろな箇所になっていると思うんですが、やはり点滅信号を設置するとなると、ポールもあるし、狭い道路のところですので、場所に関しても非常に厳しいという見解でよろしいんでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 点滅式信号につきましては、今実際に公安委員会、警察のほうももう基本の方針として、点滅式信号の設置については今していないという回答でございます。その理由云々ということは私どもも聞いたんですけども、なかなか警察としても、一つは、これも前回の長谷川議員の答弁でもお話ししたかもしれませんが、梅香苑のちょうどバイパスから信号を入れて、コンビニさんの裏を通って、その点滅式信号もあったんですけども、そこも実は撤去をされております。そのために道路にベンガラ色の交差点でありますよと明示する塗装をしたり、あと優先道路の点線を描いたりしていただいておりますけれども、基本的にはもう設置するというよりも、現在つけている点滅式信号も周辺の理解を得ながら外していくという方針であるというふうに聞いていますので、点滅式信号を設置するとい

うのは今の段階では難しいというふうに判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） なるほどですね。警察が撤去のほうに向かっているというんであれば、それに逆らうこともできませんし、納得せざるを得ないかなあとは思いますが、何かその点滅信号にかわるものができる、今後そういったさっき部長答弁でおっしゃいましたけれども、新宮町のそういった検証結果等々踏まえて、点滅信号ができなければ、じゃあ何がいかというふうな代替案等があれば、また今後ともお示ししていただきたいと思います。

ゾーン30についてですが、確かにおっしゃるように進入道路が多い。確かに団地内なので、いろいろな進入道路、進入経路があります。ですから、これも非常に難しいということで、なかなか前向きなご回答がいただけないんですが、ならばもうやはり横断歩道設置に向けてぜひとも前向きな協議をしていただきたいと思いますが、横断歩道設置といっても、1カ所にするのか、2カ所にするのか、まさか4カ所、全面というのは非常に厳しいでしょうから、もし警察の協議の上でどのような方向性で設置、やるならこういった形が妥当かなとかあると思うんですが、もし協議等の結果、こういうふうな今形で進められるのであれば進めていただきたいと思います。どういった形で今ご検討されているのか、お伺いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） これも筑紫野警察署との立ち会いは実はさせていただいてはおるんですけども、一応道路はあそこ十字路になっていますから、やはり1つだけでは道路を渡るだけでは安全に通学できないだろうということで、一応今警察のほうでは2カ所の、ちょっと方向的なものはまた今後どういうふうな2カ所かということは煮詰めていきますけれども、筑紫野警察署としては2カ所をつけると安全に通行していただけるだろうということでの一応回答はいただいているところでございます。

それとあと、警察のほうから言われている部分につきましては、いわゆる横断歩道をつける際には、交通量と児童・生徒等の歩行者の数、そういうのを市のほうで調査をすることと、あともう一つが、横断歩道があっても周りが暗いと安全に横断歩道を渡ることができないので、街灯とかも市のほうでの設置する必要があるという条件じゃないですけども、そういうことも警察のほうから言われていますので、その辺も内部で、もちろん横断歩道設置の要望はしますけれども、市としてもできる部分についてきちっと予算化していくという必要はあるかというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） 横断歩道設置する際に、交通量や歩行者数や街灯等はあると思うんですが、ぜひともこれお願いなんです、子どもたちの登下校時にそういった調査を行っていただきたいです。朝本当もう子どもたちすごいですから。2カ所については、下校時になると

ちょっと時間帯がばらつくので、学年によっても下校時間が違うのでわかりにくいんですが、朝はやはり非常に子どもたちが多いため、約三、四十分の間にもう一斉に子どもたち来るから、できたらそういったところで調査を行っていただきたいと思います。

最後になりますが、子どもたちは本当に何も知らずに、ただただ学校へ一生懸命行くために道路を渡っています。そういったところで、やっぱり安全確保は私は大人の努めだと思います。こういった提案もさせていただいているのも、地域からの要望もありますし、こういった議会で発言することもどうかしてわかってほしいと。

大津市の事故においては、あんだけきれいに整備されていても、やはり事故が起こるときは起こるんです。でも、あれは最大限した結果、ああいった事故に至ったので、ちょっと言い方は悪いかもしれませんが、保育園の先生たちも一生懸命子どもたちを守った上での事故だったので、普通大体何かあれば誰々が悪いというふうになるんですが、市としてもきちんと検討して整備してあったのでよかったと思うんですが、今後この2カ所については、やはりこういった答弁もいただいていますので、前向きに協議を行っていただいて、一日でも早く横断歩道設置やハンプ設置については強く要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで10時45分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時32分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時45分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔11番 原田久美子議員 登壇〕

○11番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしております2件について質問をさせていただきます。

歴史の散歩道環境整備事業と周遊型の史跡観光についてお伺いします。

太宰府市には、九州国立博物館、太宰府天満宮、大宰府政庁跡などの史跡や観光名所が数多くあります。平成17年10月16日に開館した九州国立博物館だけを見ても、開館以来1,500万人を超える入館者があっております。太宰府市全体としては年間1,000万人もの多くの観光客の方々がお越しいただいています。

太宰府市に関する特別史跡の中でも、大宰府跡、水城跡は大正10年に史跡指定されたことから、土地の買い上げを初め昭和40年から本格的な公有化を進められ、平成27年に文科省より認定を受けた日本遺産と位置づけられた特別史跡大宰府政庁前に供用を開始した大型バス専用駐車場ができました。太宰府市の各史跡、観光名所を結び、歴史の散歩道を初め滞在型を目指し、観光客の方々をお迎えする上でも非常におもてなしの重要なものと位置づけられていると

3月の定例会で述べました。それが1カ月後の新元号が令和と発表され、令和のゆかりの地となり、政庁跡、大宰府展示館、坂本八幡宮に多くの方々がお見えになり、市長も令和のまちづくりを推進し、このチャンスを最大限に生かせる努力をされているようですが、太宰府市に来て、各史跡、観光名所を歩き、歴史の散歩道を初め滞在型を目指し、観光客の方々をお迎えすることは非常に大事と考えます。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目は、回遊する人たちが多くなってきた散歩道の劣化がひどい状況です。歴史の散歩道環境事業を早急に再整備する必要があると考えますが、見解を伺います。

2点目は、市長は周遊型を考えられて、いろいろな課題があるように5月29日西日本新聞で言われていましたが、市長はどのような周遊型を考えられているのか、お伺いいたします。

2件目は、景観に配慮した道路環境整備と周辺整備についてです。

この質問は幾度となく質問してまいりました。そこで、3点についてお伺いいたします。

まず1点目は、1年前の定例会の一般質問で、水城小学校、学業院中学校から大宰府政庁までの散策路に平行する県道路側帯の景観に配慮した転落防止柵の設置状況を伺ったところ、部長の回答では、那珂県土整備事務所による改修と路肩整備が施工されているとのことでした。平成27年から平成29年まで168mが完成しました。平成29年8月までに74mを改修予定、あとの約132mは平成31年度以降に整備予定とのことでしたが、その進捗状況を伺います。

2点目は、大宰府政庁前の信号については、以前提言したところですが、信号機が景観上政庁跡の真ん中にあり、政庁跡には信号機が見えないほうがいい、左右どちらかに移動ができないかと考えます。また、大宰府政庁前の駐車場正式名称、多目的広場に対応する信号機を関屋方面から直進する信号機と間違え、事故になるおそれがあると推察いたします。角度を変えることはできないのか、お伺いいたします。

3点目は、坂本八幡宮、蔵司のほうから県道筑紫野太宰府線に出た三つまた付近は、観光客にとっては知名度がなく、迷うとの声が多くあります。左は太宰府市役所、五条、天満宮方面、右は福岡、西鉄都府楼駅方面という表示看板ができないか、伺います。

以上、2件について伺います。

なお、再質問は議員発言席から行います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） お答えをいたします。

まず、1項目めの歴史の散歩道環境整備事業を前倒し実施することが可能かについてご回答を申し上げます。

新元号「令和」発表後に多くの方々に太宰府にお越しいただいていることは、議員ご指摘のとおりでありまして、本市としても大変喜ばしい限りであります。4月、5月、大変な人出でありましたけれども、何とか事故などなく、多くの皆様にもお喜びいただいたのではないかと考えておりますし、そうしたさまざまな総括も含めまして、先日は安倍総理、菅官房長官にも

お会いをさせていただき、ご説明、要望もさせていただいたところであります。

このような状況を受けまして、太宰府天満宮や九州国立博物館に集中しておりました観光客を大宰府政庁跡一帯にも導き、回遊性を向上させる好機と捉え、既に国土交通省などに認定を受けております太宰府市歴史的風致維持向上計画に基づく来訪者向けの環境整備にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

一方で、市政運営にとって解決すべき課題も山積していることも事実でありまして、これら市政運営上解決すべき課題を総合的に勘案しつつ、事業実施の時期については調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、2項目めの周遊型についてどのように考えているのかという見解についてでございますが、市内観光の周遊化は本市の長年の課題であり、今回の改元によりまして、令和ゆかりの本市に、特に大宰府政庁跡周辺一帯に多くの観光客にお越しをいただいているところであります。本市には、それ以前より太宰府天満宮さんや観世音寺、戒壇院さんなど、日本有数の名所旧跡も数多く存在しておりまして、観光資源も豊富であります。今回脚光を浴びておりますが、これを一過性に終わらせることなく、太宰府に長く滞在したい、また訪れたいと感じていただける仕組みづくりをつくっていくことが重要だと考えております。史跡地をめぐっていただける例えば市内周遊型の観光が定着するために、ふるさと納税で令和ゆかりの地を回っていただく周遊コースを提示するなど、そうした工夫をさらに重ねてまいりたいと考えております。観光推進基本計画でも課題とされているところでありますので、できるだけ早く進めていきたいと考えているところであります。

詳細につきましては、担当部長から回答をいたします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 詳細につきましては、私からご回答を申し上げます。

まず、歴史の散歩道についてですが、本市の観光の核とも言えます太宰府天満宮と特別史跡大宰府跡を初めといたします史跡群の回遊性を高めることを目的といたしまして、平成2年から7カ年をかけて、太宰府駅前交差点から特別史跡水城跡を結びます総延長約5kmの散策路整備と附帯する小公園並びに文化ふれあい館などの施設整備を行いました。その後、散策路につきましては、完成から20年以上の期間が過ぎ、各所に劣化が顕著となり、再整備のご要望を沿道住民の皆様からいただくに至っております。そこで、平成22年に国土交通省、農林水産省、文部科学省の3省共管事業計画であります歴史的風致維持向上計画を策定いたしまして、この3省より認定を受け、太宰府天満宮周辺や史跡地の環境整備に国庫補助事業として取り組んできております。

議員ご質問の歴史の散歩道環境整備事業につきましても、この歴史的風致維持向上計画の中で計画し、平成22年度に観世音寺公民館東側のガードレールの景観整備等を実施し、令和4年度までに劣化しております歴史の散歩道環境整備事業を計画をいたしております。

一方で、今市長の答弁にもありましたように、市政にとりましては、子どもたちの学びの場

であります学校の耐震改修工事を初め解決しなければならない課題も山積しており、歴史の散歩道環境整備事業の一日も早い着工を目指したいと考えておりますが、市政全体を考慮しつつ、実施に向けて事業調整等を図ってまいりたいと考えております。

3月議会の折にも議員ご質問に対する回答をさせていただきましたが、歴史的風致維持向上計画において大宰府政庁跡や蔵司跡の整備なども総合的に検討してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 次に、改元に伴います来訪者等増への対応と課題についてご回答申し上げます。

市内の観光の回遊性の仕組みづくりにつきましては、3月に策定いたしました観光推進基本計画にも記載しておりますとおり、市内回遊促進戦略に基づき、観光滞在時間の延長、太宰府天満宮周辺だけではなく観光拠点の回遊ルートづくりを実現させるべく検討を行っております。

改元効果により太宰府天満宮から大宰府政庁跡までの歴史の散歩道や県道には今まで以上の多くの観光客の姿が見られ、観世音寺や戒壇院を訪れる方々も増えております。また、レンタサイクルを利用した観光客やコミュニティバス「まほろば号」、太宰府ライナーバス「旅人」で大宰府政庁跡バス停での乗降など、土曜、日曜に限らず増加しており、回遊性が生まれてきております。この好機を逃がすことなく市内各所を周遊していただけるよう、マップやサイン等わかりやすい市内観光情報の充実、休憩所の検討、宿泊施設の誘致、公共交通の充実、シェアサイクル、レンタサイクルなどの充実を図り、回遊性を高めてまいりたいと考えております。

立ち寄り通過型と言われる現在の太宰府の観光でございますが、天満宮周辺の門前町では古民家ホテルも今年の秋の開業に向けて動き始めたところでございます。今後はさらなる宿泊施設等の誘致を行い、宿泊滞在型への取り組みも進めてまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） ご回答ありがとうございます。市長の答弁も部長の答弁も前向きに考えられているということでお話を聞かせていただきました。

そこで、一つ、二つちょっとお聞きしたいんですけども、もう皆さん令和の時代が来まして、万葉集から来た令和であって、令和が先走っているように私自身はちょっと感じております。万葉集の中から令和という言葉が出たということ、せつかく万葉集を研究されている方もいらっしゃると思いますので、そういうふうなことも含めて歴史的なことは先にしていきたいなど。

そこで、お伺いいたします。

大宰府政庁跡には、正式名称は多目的広場ですね。今回市長が安倍総理にお会いに6月10日に行かれたということなんですけれども、そういうふうなことで市長は、その多目的広場なんですけれども、普通4月ごろには桜がもうたくさん咲いて、駐車場になっていることはご存じだと思いますけれども、その規制緩和についてはどのような話になったか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） お答えをいたします。

この史跡地特有のさまざまな規制がありまして、駐車場、いわゆる駐車スペースとして実質的に使われております多目的広場も、この規制の中では駐車場とうたえない、ましてや有料の駐車場としてお金を取ることもできないという規制がございます。これはやはり国や県の補助金をいただきながらこの史跡地を購入をして保存をしてきたということによる補助金の使い方の適正化の法律に従ったものでもありますし、そうした保存という定義についても、文化庁の長らくの要綱での解釈などがございます。

しかしその一方で、実質的に桜のシーズンなどを駐車場として今までも使われてまいりましたし、今回も多くの人出の中で駐車スペースとして使われてきたことも事実でありまして、この際こうした規制について解釈を見直しをしていただき、そしてこれからの採算も考えていく上で、さらに一帯の魅力化を図る上で規制の緩和を国として考えていただけないかと、そうした思いが強くございまして、あえて地元選出の原田環境大臣にお願いをいたしまして、官邸にて安倍総理、菅官房長官にそういう要望をしてきたところであります。

昨日、その報告書も皆様にお渡しをさせていただいておりますけれども、そうした課題については認識をいただいて、今後そうしたさまざまな手続をとっていければと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） その問題点を1つずつクリアしたところで頑張してほしいと思っております。

回遊型についてちょっと質問させていただきますけれども、先ほど部長がおっしゃいました門前町のことを言われましたけれども、以前門前町の文化遺産散策マップというのがあります。これは文化庁が出している分だと思います、文化庁って書いてありますので。こういうふうなマップをつくる予定はありますでしょうか。これは門前町ですけれども、今度大宰府政庁跡周辺に太宰府保存協会のそういうふうなマップをつくる予定があるかどうか、お聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 今現在使っておりますのは、今お手元の資料と観光協会と太宰府市が一緒につくりました太宰府ガイドマップがございます。ガイドマップにはお店とかそういうものも入れて、皆さんが利用しやすいと、いわゆる着地型のパンフレットを用意しておりますけれども、今回の令和に伴いまして、もう少し回遊性を重視したマップが必要ということで、

観光協会とは今お話をしておりますが、まだまだ予算措置をしておりませんので、今後経営企画課等と協議しながら、予算措置ができますように進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） 井浦部長にお聞きしますけれども、先ほど蔵司の整備も総合的に検討してまいりますというご答弁でございましたけれども、今後蔵司跡地の活用方法というのも、今の時点でも結構ですので、どういうふうな考えをお持ちか、お聞きしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 蔵司につきましては、もう議員ご存じのとおり、今文化財の発掘と申しますか、調査を県のほうにさせていただいている状況でございますが、蔵司の整備と、あと政庁跡周辺含めまして、私ども都市整備部だけではなくて、教育部、観光経済部、もちろん市長、副市长等々も協議をしながら、整備方針をきちっと立てながらやっていく必要はあるかと思っております。今具体的にこういうふうにやりますよということはこの場で申し上げることはできませんけれども、また整備方針等ができましたら、また議員の皆様にもお知らせをしたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） それで、3月に私が一般質問したときに、大型駐車場の件で質問をさせていただきました。そのときに大型駐車場にとめていただくことが目的で、大宰府展示館の施設が内容が充実していないと人も来ないし、駐車場にとめる団体さんも増えないんじゃないかということで思ったんですね。それで、その大宰府展示館に来られた方が、もう6万人以上お越しということですが、そういうふうな方に対してのパンフレットなどはつくられるつもりがありますか。今できていませんので、つくる予定はありますか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 展示館につきましては、市で作成したパンフレットを当初置いておまして、相当5月までで多くの方が来られたときまではそれで対応しておりました。現在展示館のほうでは新しいパンフレットをつくらうと。さらに次の要するに動きに対応できるようなパンフレットをつくらうということで準備を進めているところであります。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） つくられるということで安心しました。ぜひ一人でも多くの方がまた人から人へつながっていくように、太宰府にお越しになれるように、そういうふうなパンフレットを作成されて、一日も早く作成をしていただきたいと思います。

それで、もう本当に大宰府展示館の展示の内容が、まだやはり人が来て、ああ、太宰府に来てよかったというようなそういう内容ではないので、できればそういうふうにご覧いただきに来た、坂本八幡宮に行っても、来てよかった、また本当にそういうふうにご覧いただける

方が一人でも多く望みますので、よろしく願いいたします。

1件目につきましては、これで終わります。

○議長（陶山良尚議員） それでは、2件目の回答をお願いします。

都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 2件目、景観に配慮をした道路環境整備と周辺整備についての1項目め、水城小学校、学業院中学校から大宰府政庁までの転落防止柵は、残り延長132mを令和元年度以降に順次整備を行っていくことを県に要望、協議を行うとのことであった。その後の進捗状況を伺うについてご回答を申し上げます。

ご質問いただきました県道筑紫野太宰府線の水城小学校、学業院中学校から大宰府政庁跡までの374mの区間の防護壁をガードパイプ形式の転落防止柵へ改修する工事につきましては、平成27年度から那珂県土整備事務所により施工していただいております。今年度は残り132mの改修を県に要望しておりましたが、今年度は112mを7月から9月末にかけて改修を行うこととしており、既に業者決定まで完了しているとの報告を受けております。未改修区間と舗装補修に関しましては、早急に完了いただくよう引き続き県に対して要望、協議を行ってまいります。

次に、2点目めの政庁前信号機を景観上政庁跡の真ん中ではなく、左右どちらかに移動できないかについてですが、公安委員会との協議を行い、安全を優先することが必要であることから現在の位置に設置したものであり、場所は移動できないために、信号柱ですけれども、茶色の塗装を行うなどでできるだけ景観に配慮をしているところでございます。

また、大宰府政庁前の多目的広場から見た信号機の角度を移動できないかについてですが、信号機の角度についても設置時に公安委員会の指導を受けて設置しておりますので、移動はできませんが、2つの信号が近くて、どちらの信号機を見て進めばよいか判断に迷うとの声もお聞きしておりますので、正面からしか認識できない視覚制限信号に変更することは可能であると公安委員会からの回答もいただいておりますので、変更要望を公安委員会へ行い、さらなる事故防止に努めていきたいと考えております。

次に、3点目の坂本八幡宮から県道筑紫野太宰府線に出てきた3叉路付近に案内板の設置をとのことですが、早急に市内部、県那珂県土整備事務所、筑紫野警察署など関係機関と協議を行い、内容や掲示場所を決めて実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） この質問は、もう執行部の方はしつこいなあって思っているかもしれませんが、平成23年に国分の方が1人自転車事故でお亡くなりになりました。そこで、あの石の塀が必要なのかなということで、私、この10年間かかって質問をさせていただきました。答弁では、もうしていただけるということで、もう再質問はしないようにしようと思ったんですけども、そこだけではなくても、筑紫野古賀線、路側帯から本当に狭い、私もバ

イクを乗ってよく通行しますけれども、路側帯から左のほうはもう急な斜面になっていて、何回か滑りそうになったこともあります。それが自転車だと、あそこは高校生の自転車通学もあります。そういうふうなことから、道路の整備も今後も別のところに対してもしっかり目を張ってしていただきたいと思っております。これの分につきましては、長い間国からの補助金をいただくためにはいろいろな実務のことも大変だったと思っておりますけれども、重ねて最後完成するまでよろしくお願ひしたいと思っております。

2点目につきましては、これはもう先ほど部長が言われたとおり、視覚制限信号というんですか、そういうふうなのに取りかえていただくということで、事故がなければそれにこしたことはありませんので、本当に前向きな回答ありがとうございました。

それと、3点目につきましては、5月1日の人文字のときに行ったときも、それから以降にもちよこちよ坂本神社からずっと私も散策をさせていただいているんですけども、そのときにやはり太宰府市内の方はわかるんですけども、やっぱり観光客の方がどちらに行ったら駅なんですかということを知っていましたので、そういうふうな看板がなかったことで、今回令和になったので、市のほうもそういうふうな看板を立てることはオーケーしてくれるかなと思って、私、この質問をさせていただきましたので、これはもう早急とは言いませんけれども、お客様が来られて、わかりやすい太宰府市のまちにさせていただきたいと思っております。

これをもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで11時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時30分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔4番 徳永洋介議員 登壇〕

○4番（徳永洋介議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って3件質問させていただきます。

1件目は、道路、河川、砂防の県事業費についてです。

本市の渋滞対策事業で記載されている現状では、福岡県交通渋滞対策協議会が大佐野交差点、朱雀大路交差点、君畑交差点、高雄交差点、五条交差点、梅大路交差点の6カ所の指定や、踏切道路改良促進法により、西鉄天神大牟田線、下大利12号線、下大利14号踏切、JR鹿兒島本線市の上踏切の3カ所を指定等の施策や課題が述べられています。しかし、太宰府天満宮、国立博物館、周辺の渋滞や、新たに新元号になり坂本八幡宮周辺の渋滞、一般道路の安心・安全な道路整備は不十分な状況があります。

また、近年の豪雨災害では、2014年8月、広島市では土石流や崖崩れが多発、災害関連死含

む死者77人、家屋の全半壊396棟などの被害、2015年9月、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨、14人死亡、鬼怒川の堤防決壊で7,000棟以上の家屋が全半壊、床上、床下浸水1万5,000棟以上、2017年7月、九州北部豪雨、2018年7月、西日本豪雨など、2000年代に入ってから毎年のように多くの被害をもたらす豪雨災害が全国のどこかで起こっています。

安心・安全なまちづくりの中で、道路事業、河川、砂防事業は大変重要な施策ですが、本市単独では難しく、県と協力しなければならない取り組みです。そこで、平成26年及び平成30年の道路、河川、砂防の県事業費について伺います。

2件目は、選挙運動用ビラについてです。

平成31年3月1日、公職選挙法の一部を改正する法律で、都道府県または市の議会の議員の選挙におけるビラの頒布の解禁が施行されました。要綱に書かれている改正の理由としては、都道府県または市の議会の議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができるとする等の必要があると記載されています。また、選挙運動用ビラは公費負担と聞きました。ビラ作成で選挙違反になるような注意すべきことはあるのでしょうか。

今回の本市の選挙においても施行されることから、今回の公職選挙法改正による選挙運動用ビラ頒布ができることとなったことについて、その概要について伺います。

3件目は、災害弱者対策です。

警報や注意報、避難指示、避難勧告などの大雨の際には、多くの防災情報が発表されます。しかし、複雑でわかりにくいいため、必ずしも住民の避難行動に結びついていないという実態が2018年西日本豪雨で浮き彫りになりました。このため、国は、2019年から大雨の際に発表される防災情報を5段階のレベルに分けることになりました。レベル1、最新情報に注意、レベル2、避難方法などの確認、レベル3、高齢者などの避難、レベル4、全員避難、レベル5、命を守っての5段階です。

西日本豪雨では、多くの人命と家屋や家財が奪われ、道路やライフラインが崩壊しました。大雨特別警報は23の府県に発令され、避難勧告対象者は860万人になると聞き、この災害の大きさと恐ろしさを改めて再認識しました。

西日本豪雨では、災害要支援者とされている人にも多くの被害が出たことを想像するには難しくありません。新聞報道では、伊万里に住んでいた自閉症のK君は、日ごろから水が大好きで、大雨の中、施設の方がちょっと目を離れたすきに障がい者通所施設の近くの川を見に行き、濁流にのみ込まれ、行方不明になったそうです。家族の皆様は、K君が家族の宝だったと悲しんでいますと新聞に記載されていました。

災害時にこのように自分の危険度の判断ができない人、逃げる方向やタイミングの判断が困難な人をどう守っていけばよいのか、災害時に支援を要する人のための対策を考える組織が必要と考えます。本市の災害弱者対策はどうなっているのでしょうか。

そこで、1、本市の避難行動要支援者名簿について、2、太宰府市障がい者等災害時要支援

者対策協議会の計画について、3、平時の福祉施策と災害時の緊急対策組織の連携について、以上3項目伺います。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 1件目の本市における県施工道路、河川、砂防の事業費についてご回答を申し上げます。

今回ご質問をいただきました各年度の県事業費につきましては、市内における県管理の道路、河川、砂防に対する前年度の事業費に応じて、地元自治体が負担します県道路協会、県河川協会、県砂防協会への負担金のうち、事業費割から算出しましたところ、平成26年度におきましては、道路事業費が約10億9,080万円、河川事業費が約4,930万円、砂防事業が約2,070万円となっております。

平成30年度におきましては、道路事業が約9億6,660万円、河川事業費が約2,900万円、砂防事業が約3,300万円となっております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） ありがとうございます。

本市の県道の数というのは幾つぐらいありますか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 太宰府市内にあります県道につきましては、距離が短いといいますが、市内の中で少ししかかかっていない部分も含めて、11路線あるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 先ほどのお答で、平成26年度が約10億円、平成30年度が9億円。質問をしていなかったんですけども、ほかの平成27年、平成28年、平成29年も大体同じような予算と考えてもよろしいですか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 平成28年、平成29年につきましては、平成28年が7億円で、平成29年が4億4,000万円というぐらいですので、どうしても道路事業は、議員もご存じだとは思いますが、工事をするだけではなくて、今筑紫野古賀線等は用地買収ということで、用地、いわゆる地権者の土地をいただいて、そこを買収して道路に変えていくという作業がございますので、どうしてもその年度、年度によって事業費の違いは出てくるかというふうには認識しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） どうしても道路事業、予算かかって、その年の取り組みによっていろいろ予算は変わってくると思うんですけども、平成26年度から平成30年度で一番大きい事業と
いうか、もし把握している県道で、わかっていたら教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） これはきちっと県のほうから情報を入れた数字ではないかもしれませんが、私自身が道路事業とか県事業にかかわって感じてるところは、やはり筑紫野古賀線の用地買収と、あと建物移転補償が非常に大きいんじゃないかというふうに思っています。一つは、もうご存じのとおり、北谷にある西興さんという業者が移転をしていただいたということがありますし、またその周辺のそれに伴う整備も一部ではございますけれどもしていただいているという状況がありますので、一番大きい事業としては筑紫野古賀線の北谷周辺というか、松川周辺の事業が一番大きいというふうに私は考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 先ほど原田議員のご質問で答弁されましたけれども、県への要望みたいなことをおっしゃっていましたが、実際どういった形で県に市から要望は上げられているんですか。年に何回かとか具体的なことがあれば。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） まずは太宰府市として県に要望させていただくという必要があると思っていますので、これは県といたしましても那珂県土整備事務所というのが県の道路、河川、砂防の窓口でございますので、那珂県土事務所長宛てに、所長がかわられたら太宰府市長名で道路、河川、砂防の事業に関しての新規とか継続の要望をさせていただいてはおります。

それとあと、要望としましては、やはり地元自治会のほうから、道路に関しても、今時期的に言えば梅雨時期になりますので河川のしゅんせつをお願いしたりとか、そういう要望、それとあと交通安全的な道路の通学路として危ないからとか、県道に関しての信号機とか横断歩道の設置要望等地元から上がってきた分の進達、そういうものをさせていただいて、事業を進めていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 今後、市のほうが特に大きな事業として県道の要望を上げていこうという考えがもしあれば教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 県の道路事業につきましては、まずやはり私ども一番にといつたらあれですけども、まず要望しているのが筑紫野古賀線も早期に完成していただく。これは太宰府市内の渋滞も少し解消できるんじゃないかと。バイパスをきちっとつくって、大型車を郊外といいますか、筑紫野古賀線を通して出ていただくとか。ですから、まだ90%の用地買収

が済んだというふうには聞いてはいますが、まだまだ松川から宇美町の境までのまだ用地買収もしていただいていますし、まずはその筑紫野古賀線を事業としては最優先でお願いをしているという状況がございます。

以上です。

今最優先ということ言えば、筑紫野古賀線でさせていただいています。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） あと、やっぱり豪雨が毎年本市にもいつ来るかわからないということで、河川事業で砂防事業というのは非常に重要だと思うんです。それで、今現在行っている事業があれば教えていただきたいし、今後特に砂防とか河川で市のほうが県に要望するような箇所とか、もしわかっていれば教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） まず、河川事業のほうからですが、河川は、先ほども申しましたように、どうしても市民の方からの要望ということで、しゅんせつとか、あと河川の中に大きな木が生えているという状況もあって、伐木ということでの要望がありますので、その辺は私どもも毎年県のほうには要望して、今年度は関屋から観世音寺の橋まで伐木をしていただけるというふうに聞いていますし、実際にもうしゅんせつにつきましては、通古賀の鷺田川のしゅんせつも今年していただいているという状況はございます。

今後につきましては、私ども今一番要望をさせていただいているのは、筑紫野市で平成26年に豪雨で駐車場の水没とかありました。その床上浸水対策事業というのが今県のほうで実施をされています。その事業が来年の今ごろには完成するというふうに聞いていますので、それ以降、まだ太宰府市内で河川整備がされていない御笠川の水城から大野城の筒井橋までの護岸の整備、河川を拡幅して護岸の整備をするという非常に大きな事業をこの辺は要望をさせていただいて、太宰府市の中で床上浸水とか床下浸水が起こらないような対策を早急にしていただくようにということでの要望をさせていただいています。

砂防事業につきましては、現在三条に1基、それとあと内山に1基です。内山の竈門神社のちょっと右側になりますが、その2基につきましては、令和2年度、来年度に工事着工していただくようにということで、現在は文化財の試掘とか発掘、それとあとどうしても砂防になりますと、ちょっと大きな砂防ダムになりますので、用地買収なども現在進めていただいているところ です。

それとあと、予定になりますけれども、内山にもう2基、竈門神社の上のほうになりますけれども、ちょうど今要望しているのが令和4年に着工していただくようにという要望はしております、県としてもその内山の砂防2カ所についても実施に向けて今基礎調査とかそういうものもしていただいている状況でございますので、いずれにしましても先ほど徳永議員からおっしゃっていただいたように、どうしても県道11本、それとあと河川も県営河川がござい ますので、どうしても県の協力がないことには市民の安全・安心につながらないという思いもご

ございますので、今後とも要望は続けていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 先ほど平成30年度9億6,000万円ということですが、これが4,200万円ということはあるんですか。間違っていない。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 私ども、どうしても県の事業につきましては、予算ベースで確認ができていないというのはございます。

それとあと、県の事業につきましては、ちょっと細かい話かもしれませんが、道路維持課という維持管理する課と道路建設課という新しく道路を新築するような課がございますが、そういう2つの課にまたがった県事業をさせていただいていますので、その4,200万円が正しい、正しくないというのは私どもはちょっと言えないところがございます。どうしても最終的には決算ベースで事業の確認をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 非常に豪雨災害、災害というよりももういつ来てもおかしくない状況、道路の今の太宰府市の実態、やはりちょっと市長には汗をかいていただいて、県のほうにも要望していただいて、安心・安全なまちづくりを目指して、しっかり県のほうにお願いしていただいて、計画して進めていただきたいと思います。

これで1件目の質問を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） では次に、2件目の選挙運動用ビラについてご回答いたします。

議員ご質問のとおり、公職選挙法の改正が平成31年3月1日に施行されまして、同日以降にその期日を告示される都道府県または市の議会議員選挙において、新たに選挙運動用ビラを頒布することができるようになりました。

市議会議員選挙を例に頒布できるビラの概要を申し上げますと、ビラの種類及び枚数の制限といたしまして、ビラの種類は2種類以内、枚数は4,000枚までとなっております。また、ビラの高さといたしましては、A4判である長さ29.7cm、幅21cm以内の高さとなります。ビラの記載内容に関しましては、ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所を記載する必要があります。ビラの頒布方法につきましては、新聞折り込みによる頒布、選挙事務所内における頒布、演説会の会場内における頒布、街頭演説の場所における頒布に限られてございます。

なお、ビラには選挙管理委員会の交付する証紙を張らなければ頒布することはできません。

以上が公職選挙法において規定される選挙運動用ビラの頒布に関する概要でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

- 4番（徳永洋介議員） 先ほど市議会議員の場合4,000枚という、県議選の場合は1万6,000枚、福岡市とかは8,000枚、この市議会の4,000枚になる根拠みたいなものはあるんですか。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） 公職選挙法では、市議会議員選挙、都道府県議会議員選挙、区、市長選挙において、選挙運動用通常はがきの枚数が区議会議員選挙では2,000枚となっておりますが、その2倍が選挙運動用ビラの枚数となっているということでございます。
- 議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。
- 4番（徳永洋介議員） その4,000枚が例えばA社に1,000枚お願いする。B社に3,000枚お願いする。1,000枚のほうは1万円かかった。B社のほうは3万円かかった。計4万円と。そういう場合は、公費負担だと4万円全額という理解でよろしいんですか。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） 公費負担ではございませんけれども、ビラの作成公費負担額例でいきますと、ビラ1枚当たり7円51銭程度ということで、その4,000枚の範囲内でのもし公費負担するとなればそのような金額になろうかというふうに思います。
- 議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。
- 4番（徳永洋介議員） 今お答えしていただいたみたいに、だから7月にもし太宰府の市議会議員選挙、市長選が行われるとしたときは、その選挙用運動ビラは太宰府市の場合はまだ自己負担という理解でよろしいんですか。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） 公費負担の関係でございますけれども、これについては公職選挙法の改正で、平成31年3月1日以降は新たに市議会議員選挙にもビラの頒布ができることとなったわけでございますけれども、その前の市長選挙では以前からビラの頒布が可能でございました。そして、任意制選挙公営制度として、市は条例で定めればビラの作成費を一定額の範囲内で公費負担できることになっているということでございます。でも、現在の本市における任意制選挙公営制度では、この太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例で定めております選挙運動用自動車の使用に要する費用の公費負担でありますとか、あと選挙運動用ポスター作成費の公費負担はございますけれども、先ほどからも申し上げておりますように、選挙運動用ビラ作成費の公費負担はございません。
- 本市における過去の市長選挙におきましても、実際にビラ頒布はございましたけれども、そのビラ作成費の公費負担は行ってきていない状況でございます。
- ということでございます。
- 議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。
- 4番（徳永洋介議員） ということは、今のところ、市長選は公費負担、市議選についてはまだ自己負担という理解でよろしいんですか。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。

- 総務部長（石田宏二） 市長選挙においてもまだ公費負担は行ってございません。もし公費負担するとなれば、条例改正が必要というふうな形です。
- 議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。
- 4番（徳永洋介議員） では、条例が出て、議会で可決すれば、太宰府市も公費負担ということになるということですね。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） お見込みのとおりでございます。
- 議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。
- 4番（徳永洋介議員） この選挙用運動ビラで公職選挙法に違反した場合の罰則とかはあるんですか。例えば、僕が4,000枚やけれども、証紙を張らずに、8,000枚配ったとか、その場合は公職選挙法違反になるん。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） 今4,000枚というふうに定められておりますので、違反にはなろうかと思いますが、それを市が摘発とか検挙とか、そういうふうな形にはならないところではございますので、司法の判断に委ねるといような形になろうかと思えます。
- 議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。
- 4番（徳永洋介議員） ちょっと調べたら、やっぱりそれはアウトということで、2年以下の禁錮または50万円以下の罰金に処すると公職選挙法に記載されているようなんですけども、選挙用運動ビラの内容について、そこで選管としての規制みたいなものはあるんですか。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） ビラの記載内容につきましては、先ほども答弁いたしましたように、ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所が記載されているかどうかというようなそういった審査は行います。ビラの中身については、そういった頒布責任者とか、印刷者の氏名とか住所が記載されているといった審査を行いますけれども、記載してある内容の一つ一つがそれが合っているのか、合っていないのかとかというものは、明らかに公序良俗に反するものでない限り、一つ一つの中身までの審査は行っていないというような状況でございます。
- 議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。
- 4番（徳永洋介議員） ちょっと調べたら、他の候補者の誹謗中傷等法令に違反する場合などを除き、このほかの内容についての規制は特にありませんということなんで、具体的にはないということでもいいんですか。例えば、僕が次の選挙のときに、地方議会に与党も野党もないけれども、太宰府市議会で与党議員として取り組んで、教育予算の一部をつくって、教育予算が5倍になりました、10倍になりましたみたいなチラシを僕が書いたとしても、その内容変更ということはありません。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） 先ほどから申し上げておりますのは、その中身の審査までやっ

るので、これは間違っていますから間違っていないような方法で記載をしてくださいというよ
うな指導までは行わないというようなところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） ということは、もう議員のモラルということですね。法的には何も強い
ものはないという理解でよろしいですね。

実はこの前の太宰府市の県議会議員選挙で初めて選挙用運動ビラが頒布されました。立候補
した西島大吾氏のビラの内容には、議員としてのモラルに欠ける内容だと思っています。いろ
いろ指摘することはありますが、一番大きな問題は、見出しに「福岡県から太宰府市への予算
が減っている現実」、「太宰府市選出県議会議員が与党議員か、野党議員かで違いが」、下の
ほうに「県資料参照、道路関係、平成26年、与党議員4億2,000万円、平成30年、野党議員
4,200万円、割合10分の1」と書かれてあったことです。この数字は真実なのでしょうか。も
し真実ならば、徳永は何をしていたんだということになります。市会議員として県の道路事業
が10分の1、4,200万円になったことを知らなかったのか、議員としての仕事をやっていたの
かということになります。ということは、太宰府市議会は何をしていたんだということにもな
ります。もっと言えば、担当の部長、市長は何をしていたんだということになると思います。
市民の方から、私は美穂さんを応援しているけれども、道路事業費とか減っているようだけれ
ども、頑張るように伝えてねと言われました。このビラの目的は果たしているようです。なぜ
市民の皆様はこの数字を信じたのでしょうか。県の選挙管理委員会が認め、証紙が張ってあ
る。ただ、一番の問題は、このビラが公費負担ということ、市民の皆様の税金で支払われてい
るということです。でも、今の公職選挙法では違反にならないようです。しかし、本当にいい
のでしょうか。

先ほど1件目の質問で4,200万円という数字がいかにてたらめであるかわかりました。選挙
用運動ビラ導入の理由として、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するためと記載され
ています。政策等を有権者に知らせること、市民の皆様に政治への信頼を持ってもらうことが
選挙運動用ビラの目的です。まだ市議会議員選挙では条例が定めておらず、ビラは候補者負担
となっています。太宰府市議会は議会に条例が提案されたとき、公費負担を承認していいので
しょうか。ぜひビラの目的、議員のモラルについて十分な論議が太宰府市議会で行われるよ
う、議長にリーダーシップをとっていただくことを強く要望し、2件目の質問を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 3件目お願いします。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） それでは、まず1項目めの本市の避難行動要支援者名簿についてご回答
を申し上げます。

避難行動要支援者制度は、風水害や地震など災害発生の危険にさらされたとき、高齢者や障
がい者などのうち自力で避難することが困難な人々を支援する制度であり、その支援を希望さ
れる方の登録名簿が避難行動要支援者名簿でございます。過去の大災害において避難に一定の

配慮が必要な高齢者や障がい者などが犠牲となる割合が多いことを受け、制度化をされました。現在、太宰府市におきましては326名の名簿登録がございますが、避難行動要支援者制度の理解や支援する側の体制づくり、支援者の確保などの課題がございます。特に障がいをお持ちの方の登録が少なく、制度の周知を図っていかなければならないと考えております。

次に、2項目めの障がい者等災害時要支援者対策協議会の計画についてご回答を申し上げます。

障がい者等災害時要支援者対策協議会は、障がい者など要支援者の災害時の対策や避難生活の問題解決の支援を目的に、昨年6月に市内の障がい者支援団体や支援施設などを構成団体として発足をされておられます。協議会では、今後障がい者などを対象とした防災教室の開催や避難行動要支援者名簿への登録の働きかけなどを行う計画でございます。

太宰府市では、協議会に防災や避難行動要支援者制度の情報を提供したり、防災教室の開催などに協力しております。今後とも避難行動要支援者の登録の推進や防災情報の提供、福祉避難所の取り組みなど情報共有を図りながら、協議会の取り組みに協力してまいりたいと考えております。

次に、3項目めの平時の福祉施策と災害時の緊急対策組織の連携についてご回答申し上げます。

平時においては、障がい者や高齢者などの要支援者に対する災害への備えとして、防災メール・まもるくんや災害情報等配信システムV-n-e-tなどの登録促進や、災害時の行動について広報、ホームページや防災出前講座等を通じた周知を行っていくとともに、先ほど答弁をいたしました障がい者等災害時要支援者対策協議会と連携をいたしまして、情報提供や意見聴取を行ってまいりたいと考えます。

また、いざ災害が起こったときには、協定をいたしております福祉避難所との連携や避難所の運営などについて協力連携を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） ありがとうございます。

避難行動要支援者名簿とか、いろいろ国もさすがにこれだけ豪雨続いて、いろいろおりてきていると思うんですけども、先ほど名簿が今326名って答弁していただきましたけれども、実際の100%って考えると、この326名の皆様の数というのは何%ぐらいになるんですか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 障がい者の手帳を保持してある方だけでも4,000人以上いらっしゃいますし、あと高齢者とか、約4,000戸の高齢夫婦世帯、また約2,800人のひとり暮らしのご高齢の方、それとあと約3,100人の要支援、要介護認定者などがいらっしゃることを考えますと、もうパーセント的には大分少ないというような形になってまいります。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

- 4番（徳永洋介議員） できれば100%なんですけれども、それは現実的に非常に難しいのかなあとは思うんですけれども、もう少し広がらないかなあと。課題とされる部分は何かあるんですかね。なかなか広がらない課題。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） 障がい者を中心に制度の周知が不十分だということがまず挙げられるのではないかというふうに思いますが、そういったことが登録者が増えない大きな要因ですけれども、また名簿登録申請書に支援者名を記載するというので、そこら辺がまた申請をしにくいような状況になっていることも事実であろうかというふうに考えております。
- 議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。
- 4番（徳永洋介議員） やはりもうなかなか難しい課題だと思うんですけれども、できるだけ広げていただきたいと。そのために障がい者等災害時要支援者対策協議会が始まったと思うんですけれども、実際の活動内容というか、具体的に何回ぐらい行われたとかというのがわかれば教えてください。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） 会合的には6回ぐらいの会合が実際なされたということをお聞きしております。
- 議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。
- 4番（徳永洋介議員） できるだけ充実させていただきたいと思うんですけれども、その中に福祉避難エリアというのがとびうめアリーナにもうそういうふうに決まっているんですか、福祉避難エリアとしてとびうめアリーナを使うということは。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） 次期防災計画の中に、とびうめアリーナの1階部分のところを福祉避難エリアとして使うというようなことを明記をいたしているところでございます。
- 議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。
- 4番（徳永洋介議員） ということは、そこは先ほどレベル1からレベル5まで何か今新しく決まったと思うんですけれども、レベル3が発令になったとき、その障がい者の方とか福祉エリアに避難してくださいということでよろしいんですか。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） レベル3だからといって即というようなことではございませんで、福祉避難エリアとか福祉避難所は、避難に際して何らかの配慮が必要な方の避難場所でございますので、高齢者、障がい者、乳幼児など、避難者の状況によりまして必要に応じて福祉避難エリアを開設したり、また協定している福祉避難所のほうに移したりというような形で考えているところでございます。
- 議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。
- 4番（徳永洋介議員） その福祉避難エリアのそういうお世話をする人というのは、市の職員で

あったり、ボランティア的な方であったりというか、そういうスタッフ的な計画はもうできているんですか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） そこら辺のところを今後先ほどから立ち上がっております障がい者等災害時要支援者対策協議会とも協議しながら、また内部の私どもの市の執行部のほうとも協議をいたしながら、そこら辺のところを今後詰めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 済みません、よくわからないので。レベル1から2、3、4、5と、その判断を市として判断するんですかね。県からとかじゃなくて、市として今太宰府市はレベル3だ、レベル4だという判断はどういった形で決められるのか、教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） レベル1、レベル2については、気象庁のほうが出すというような形になってございますけれども、警戒レベル3につきましては、大雨警報などの気象警報が発令をされまして、土砂災害の発生の目安となります土壌雨量指数が土砂災害の発生危険予想を示した場合に市長が判断して発令をするというような形になってございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） やはりレベル3がポイントではないかなあと思うんです。太宰府市民の方全てが避難すればいいということでもないような豪雨の場合、マンションに住まれている方はまず動かないほうが。やはりその地域です。土砂災害の起こりそうなところとか、河川。その中で特に要支援者の方の具体的な動きというか、その計画、実際に動けるように今後とも努力していただけたらなあと思います。

先ほど協議会が始まって、なかなかいい取り組みだと思し、そのサポートの団体も含めてかなりの太宰府市の方が結構ボランティア的に、これは日常の活動ですばらしいことだと思うんです。これを民間に委託したらかなりのお金取られるぐらいかなりボランティア的にやっておられる。その中で、どうしても今度避難指示の形が変わったら、チラシもつくり直さないかんやろうし、ホームページも変えたいなあとか、活動していく上でちょっと予算が欲しいと。そういう場合に、その協議会の中である程度活動費やないけれども、そんなに大きな予算は要らないと思うんです。全額使う必要もないんじゃないかなあ。やはり日常の活動が充実して、そこでまた災害避難のつながりも出てくると思うんで、まだまだ本市の場合、不十分なのがあると思うんで、その協議会の中で出てきた要望を、市長、ぜひちょっと予算化していただいて、活動しやすい環境をつくっていただきたいと思うんですけれども、市長のお考えがあれば。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

ここですぐさま予算化できるということはなかなか申し上げにくいところもありますが、これまでのやりとりをお聞きしておまして、特に災害のときの弱者対策、いわゆるそうした方々に対する対応をいかに十分にしていくかということは大変重要な観点でありますし、これまでもこうした太宰府市の障がい者等災害時要支援者対策協議会様もさまざまな意見交換も私自身も行ってきたところでもありますので、必要に応じてさまざまなサポートを行っていきたいという気持ちは議員とともに持っているところでもあります。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） やはり市民の命を守るという意味で、なかなか災害の場合は難しいです。地震等もありますけれども、今どうしても毎年豪雨災害、いづどこに起きてもおかしくない状況でありますので、ぜひしっかり努力していただきたい。

それとまた別に、今防災教室とかでスイッチを確認するというか、地域の方がよくわかっている。自分たちはこの川がここまで来たら逃げようとか、そういう判断を地域ごとに何か防災教室の中でやられているみたいで、行政からの指示が出たからやなくて、みずから判断できるようなそういう具体的にあったような防災教室等、さまざまな取り組みを今後ともお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番小島真由美議員の一般質問を許可します。

〔9番 小島真由美議員 登壇〕

○9番（小島真由美議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い豪雨災害に強いまちづくりについて質問をさせていただきます。

近年、日本において、自然災害が多発しています。温暖化の影響に伴い豪雨の発生頻度が高まり、その規模も大きくなる傾向にあります。2017年九州北部豪雨によって、朝倉市では多くのとうとい命が犠牲となり、甚大な被害を受けました。本市からも市民や市職員、議員が、猛暑の中、ボランティア活動に奔走されたことは記憶に新しいことと思います。

本市においても、昨年の豪雨災害では、市長、副市長を初め職員の皆さんが不眠不休で対策に当たられ、人的被害こそありませんでしたが、自然の猛威に改めて危機管理体制のさらなる強化の必要性を感じました。

そこで、5項目にわたってお伺いをいたします。

1項目め、本格的な梅雨の時期を目前にし、昨年の豪雨災害を教訓とするため、総括をお願いいたします。今後、市の施策へどう生かしていくのか、あわせてお伺いをいたします。

また、土砂が流出した三条台地区など、これまで復旧工事の現状についてご説明ください。

2項目め、市の中心を流れる御笠川は、昨年の大雨では、土砂や立木をのみ込み、高い水位を保ちながら、轟音とともにうねりを上げていました。庁舎周辺の護岸が崩壊していたらと考えると、身震いする思いがいたします。河川管理者としゅんせつ、整備など、協議はどのように行われているのか、お伺いいたします。

また、太宰府小学校校門のそばを流れる川の沿道に大きな陥没がありました。子どもたちの安全確保はもとより、雨による二次災害を防ぐためにも、早急に地盤調査や改修工事が必要であると考えます。また、ほかにも陥没の危険性やのり面の脆弱性など、大雨の影響を受けかねない危険箇所の情報共有は非常に重要で、特に今の時期は強化していくべきだと考えます。見解をお聞かせください。

3項目め、逃げ遅れにより多くの方が命を落としてしまったこれまでの教訓から、今国が推進し、全国の自治体が導入を進める水災害対策にタイムラインというものがあります。タイムラインとは、台風など事前に予測できる災害に対して被害発生が想定される時点をゼロアワーとして避難を完了させる計画で、行政や防災機関、ライフライン、自治会などがいつ、誰が、何をするかを時系列で整理し、情報を共有する行動計画です。本市の逃げ遅れゼロに対する市の対応についてお伺いいたします。

4項目め、大雨による冠水、浸水などの被害を未然に防ぐために、自由に土のうを取り出せる土のうステーションを市内数カ所に設置してはどうかと考えます。見解をお聞かせください。

5項目め、障がい者や妊娠されている方などの要配慮者が災害時に避難するときや避難所で支援を受けやすくするためのツールとして、東京都狛江市では、視覚障がい者や聴覚障がい者で希望される方に対して災害ベストを配布しています。このベストは、暗い中でも目立つように蛍光色でできていて、正面と背面に「目が不自由です」などと書かれた反射テープが取り付けられています。徳島市では、サッカーなどユニホームの上に着るビブスを災害ベストとして作成し、希望者に配布しています。同時に、「手話ができます」などと書かれたボランティア用のビブスも作成されていて、各種団体ごとに配られているそうです。ヘルプマークを活用しての日常的な支援も広がっており、要配慮者がコミュニケーションや適切な支援を受けやすくする取り組みは、人に優しいまちづくりの観点からも非常に大切であり、特に有事の際に必要なであると考えます。見解をお聞かせください。

以上、再質問は発言席にて行います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

1項目めの昨年の豪雨災害からの復旧の現状と今後について伺う、また経験や教訓はどのように市の施策に活かされるのか伺うにつきまして、まず全体的に私からご回答を申し上げます。

昨年7月豪雨につきましては、7月5日、6日の2日間で457mmの降雨を観測し、市内全域に初めての避難指示も発令をいたしまして、市民に避難行動を促すこととなりました。幸い人命にかかわる被害はありませんでしたけれども、全壊となる家屋被害や市内の至るところで土砂崩れや冠水などが発生し、災害直後から道路通行の確保、二次被害を防止するための土砂や流木の撤去など、応急復旧に取り組み、本格的復旧工事に着手してまいりました。現在も復旧工事を進めている箇所もございますが、大雨の対策をとりながら工事を急いでいるところであります。

次に、昨年の豪雨での避難情報の発令に際しまして、自治会や市民の方々から避難情報の発令のあり方などの意見や要望も寄せられましたので、避難情報の発令区域を限定的に絞るなど、改善をまいっております。

さらに、新たに取り組みました自衛隊などの協力を得ながらの完成間近の最大雨量を想定した豪雨災害シミュレーションにこの豪雨で経験したことも当然加味しながら、市の災害対応及び関係機関の協力も明確に記載をし、災害に備えてまいりたいと考えております。

改めまして、出水期を間近に控えまして、市として何よりも最大の使命であります市民の皆様の安心・安全、生命、財産を守ることに全力を挙げてまいりたいと考えております。

具体的な内容につきましては、各担当部長から回答をいたします。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 具体的な内容につきまして、私からご説明をいたします。

まず、1項目めの昨年の豪雨災害からの復旧の現状と今後について伺う、また経験や教訓はどのように市の施策に生かされるのか伺うにつきまして、ご回答を申し上げます。

昨年7月豪雨につきましては、三条二丁目で山間部からの土砂流出による家屋倒壊及び周辺道路への土砂流入、堆積など、大きな被害を招きました。現地における土砂及び流木などの撤去は終わっておりますが、今後の災害予防のための福岡県による治山ダム2基の設置工事を行うことになっております。完成が今年秋以降となるため、降雨による上流域からの土砂を受けとめるため、既存の治山ダムにたまっている土砂の排土工事を現在急ピッチで進めているところでございます。

また、避難情報につきまして、避難指示（緊急）を20の自治会に、避難勧告を24の自治会に発令をいたしました。後日、災害危険箇所がない地域への避難情報の発令が必要なのか、危険をあおるなどのご意見をいただきまして、他市の状況も参考にして、土砂災害警戒特別警戒区域や浸水想定区域などの危険区域に絞った避難情報を提供してまいります。また、避難所については、車での避難を考えてある自治会の要望などを受けまして、指定している避難場所を変更などもしております。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 次に2項目め、河川の護岸や沿道の安全性を確保するための整備について伺うにつきましてご回答申し上げます。

河川の氾濫から住民の皆様を守るためには、河川の日ごろの維持管理と河川改修による河川整備が大変重要であると考えております。市内を流れる主要河川が県による管理区間となっておりますので、河川管理者である那珂県土整備事務所において、日ごろの維持管理と河川整備を実施いただいているところでございます。しゅんせつ、整備などの協議につきましては、自治会や地元水利組合からの要望の進達、市独自の要望などを行った後に合同で現場確認を行い、緊急性、優先度が高い箇所から順位を決定して、地元と協議をしながら、河川のしゅんせつ、伐木などを実施いただいているところでございます。

今年になりまして、通古賀区にあります鷺田橋付近から田中小橋までのしゅんせつ工事を実施していただき、今年度は関屋橋から都府楼橋間の樹木の伐採を6月以降に実施していただくことになっております。

また、河川整備についてですが、二級河川御笠川水系の河川改修につきましては、福岡市、太宰府市、筑紫野市、大野城市、春日市で構成されます御笠川水系改修事業促進協議会を通して、事業の促進を要望しているところでございます。

現在、御笠川水系の改修事業につきましては、高尾川の筑紫野市区域で床上浸水対策特別事業が令和2年の出水期までの完了を目指して実施されているところでございますので、完成後には御笠川本川の未改修区間であります水城から大野城市の筒井橋までの区間の改修に着手していただくよう要望しているところであります。

議員ご指摘の太宰府小学校校門そばの陥没につきましては、那珂県土整備事務所も把握をされておまして、先週末に復旧工事を終えられております。

大雨の影響を受けかねない危険箇所の那珂県土整備事務所との情報共有につきましては、私どもも大変重要であると認識しておりますことから、年度事業を調整します事業調整会議や建設課に配置しております県事業調整担当において連携を密にし、情報提供、修繕要望や合同での現地確認を実施しております。

これからの多雨季につきましては、福岡県河川防災情報などで御笠川落合橋付近の現在の水位の確認や市が設置しております監視カメラでの目視とあわせまして、危険箇所の巡回を強化するとともに、地元からの情報提供もいただきながら、地元、県との情報共有を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 次に、3項目めの逃げ遅れゼロを目指すためのタイムラインの導入について伺うにつきましてご回答申し上げます。

タイムラインは、災害の発生を前提として、いつ、誰が、何をするかに着目して、防災行動を時系列で整理した計画で、近年、住民みずからの災害時の行動計画をマイ・タイムラインとして、浸水危険のある自治体などが作成を進めています。マイ・タイムラインにつきましては、災害危険の予報が確立している豪雨や台風などの備えとしてみずからの行動を想定し、時

系列に行動を決めておくことで、いざというときに慌てず、安全に避難行動をとることが期待できます。今回の梅雨時期から5段階の災害警戒情報を運用しますので、この警戒情報と気象情報、避難情報などと市民の避難行動の関係を明確化し、マイ・タイムラインを作成しやすいよう、作成例などを提示できるよう検討していきたいというふうに考えてございます。

次に、4項目めの土のうステーションの設置について伺うにつきましてご回答を申し上げます。

現在市で常備している土のうは、とびうめアリーナに約1,000袋、市役所に300袋でございます。昨年の7月豪雨時において、土のう約800袋使用をいたした現状がございます。土のうが必要な場所に土のうステーションを設置することは、運搬などの手間が省けることなどが期待できますが、一方、ニーズの確認や設置場所、保管方法、使用した土のうの処理方法などを調査研究したいというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（友田 浩） 最後に、5項目めの障がい者や妊娠されている方などの要配慮者支援についてご回答いたします。

いざ災害が起こったときに、障がい者や妊娠されている方など配慮を要する方々が避難をためらうようなことがないように、日ごろからさまざまな方法で災害時の行動について情報提供を行っていく必要があると考えております。また、午前中の質問にもありました避難行動要支援者名簿の登録に向けて、今後も促進をしていく必要があるというふうに考えております。

障がい者の中には聴覚障がいの方や内部系の障がいがある方、知的障がいや精神障がいをお持ちの方など、外見からは配慮を要することがわからない方もおられます。そのような方が周囲に対して支援を求められるように、福岡県で作成しておりますこのようなヘルプカードがございます。目で見て支援を求めることがわかるマーク、裏面には手伝ってほしいことをあらかじめ書いていただきまして、それを見ればその方にどのような支援が必要であるかがわかるというものでございます。現在、1階の福祉課の窓口で配布をしておりますが、要支援者に対しては当然のことながら、広く市民の皆様にも周知していくことにより、支援を受けやすくなることが大切であるというふうに考えております。今後、市のホームページや障がい福祉関係団体との会議等で周知を図ってまいりたいと思っておりますが、今後もさまざまな機会を通じまして、ヘルプカードの意義について周知に努めるとともに、配布場所の拡大についても検討していきたいというふうに考えております。

また、小島議員からご紹介がありました東京都狛江市の災害用ベストにつきましては、要支援者であることが一目でわかり、支援する人も遠慮せずにコミュニケーションをとることができて、支援しやすくなる有効な手段であるというふうに考えております。同時に、支援を行うボランティア等が着用するベストにつきましても、要支援者やそのご家族、周囲の人にもわかりやすいという利点があるというふうに考えております。今後、障がい者団体でありますとか、ボランティア関係団体との意見交換を行いながら、調査研究してまいりたいというふうに

考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） ありがとうございます。

ここに立つ前に、おとし、朝倉市で大きな被害になった九州北部豪雨、このことから多くの自治体、また多くの大学、そして経済に対するダメージが非常に大きいということで、多くの企業がこの災害について研究調査が行われ、そのまとまった文献を数多く読んで、この場所に臨んでおります。また、県の水防計画書も全部目を通しましてこの場に臨んでおりますが、ご回答を今お聞きしましたけれども、非常に市として明確さに欠ける印象がいたしまして、こんな感じであの今年の豪雨以上の雨が降ったときに、まちが守れるのだろうかという危機感がさらに増したぐらいでございますので、済みません、少し質問が厳しくなるかもわかりませんが、命にかかわることですので、ご了承いただきたいと思っております。

まずお聞きしたいのが、御笠川のこの庁舎の裏に流れる地域というか流域、ここについてでございますが、県の水防計画書によりますと、河川の重要水防箇所として重要度をA、B、Cとランクづけしてありました。この水防上最も重要な区間Aとして、主要公共施設があつて、また甚大な被害が予想されるもの、Bとして、背後地にある家屋あるいは公共施設に被害が予想されるものとあります。市庁舎の流域は、庁舎、図書館、中央公民館、また商工会など多くの公共施設があり、災害時にはこれらの施設は避難所になります。また、災害対策の司令室となる災害対策本部は庁舎に設置されますので、市を守るべき本部が被災をするおそれもあるというようなそういう場所に設置がされていまして、この状況の中で市長、副市長から強く申し入れて、この重要度のA、B、しっかりここの流域が入るわけなんですけれども、この件について市長のほうから見解をお伺いしたいんですが。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

私もまだまだ勉強しなければいけないこと、多々ありますけれども、この市庁舎のそもそも市の最も安全対策の拠点であるべきこの市庁舎の表に、御笠川の流域にこの市庁舎があるということ、これは長らくこの場所に設定をされているということもこれまでも続いてきたわけがありますけれども、これまでと雨の降り方が全く違う時代になってまいりましたので、そうした中でこの重要度はABCという話もありましたけれども、このそもそも市庁舎自体が安全性としてどうであるのか。そうした中で、この重要度の判定の中で市庁舎自体が危機にさらされるようなことが仮にあることも想定をしながら、やはり最悪の事態に備えていくことが重要であろうということを改めて今認識をしたところであります。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） そうではなくて、春日市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、この協議会の中で庁舎の裏がこれだけ樹木が生い茂って、目視でも去年の堆積土が非常にかさが上がつ

ていることがよくわかるわけです。その中で、去年の教訓として、せめてこの災害対策本部を有する流域をまず特例でやっていただくということができないのかということをお聞きしています。

そもそも庁舎云々というのは次で、今回もうすぐ梅雨入りをするわけですので、目の前にある危機からどう市を守っていくのかという観点に立てば、すぐにでもこの流域についてはやっていただきたかったというのが私の気持ちなんですけれども、その点についてもう一度お伺いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） まだまだ至らない点がありまして、大変恐縮であります。改めて今の小島議員のご指摘に従いまして、おっしゃるようにやはりこの市庁舎自体が市民の皆様にご不安になられるということ自体が、私自身、まだまだ至らない点だと認識をいたしました。そうした中で、この御笠川のさまざまな木が生い茂っている状況、そうした中で昨年も大変な水かさが増して、その危険性を感じた方も多くおられたということでありましょうから、最優先で県にも、また関係機関にもかけ合いながら、まずは市役所周辺のそうした安全性を確保することに早急に取りかかりたいと、全力を挙げたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） ぜひお願いしたいと思えます。

大野城との境目であるとか、筑紫野の境目であるとか、高尾川であるとか、筒井橋の近辺であるとか、隣の市との隣接するところの受け皿となるような下流はしっかり今工事をしてくださっているというのは部長の説明からもよくわかりました。その分でも非常に受け皿がしっかりせずしてという大きなしゅんせつとかをしていくときの流れというのはわかるんですけども、今回多くの調査機関の文献を読みまして、朝倉市、日田市で大きな災害があったところは山間部の中小河川からの災害だったんですね。ということは、私どもで言えば、この落合橋までは一生懸命いろいろなことがなされていて、それから上の北谷ダムまでの区間が今手つかずの状態にあるというのが現実だと思っています。じゃあ、ここは誰がするのかという話になったときに、今できることを市がやるべきだということをお伝えしたいんです。県のしゅんせつであるとか、護岸工事であるとか、さまざまなことがちょっと上流のほうはまだ手をつけていないけれども、下のほうはやっていますよということであるのであれば、市としてじゃあ市民に対してどういうことが発信できるのかということをご自分で考えていきたいというふうにごに立たせていただいています。

それで、お聞きをしたいのが、先ほどの市庁舎裏だけに限らず、昨年改めて危険想定箇所再調査とか、新たな危険箇所の洗い出しはされたのかどうか。それを各地域の自治会に情報発信を今されているのかどうか。共有したリスクを持って、その地域がじゃあどういふふうにごやっしていこうかというような話し合いがされているのかどうか。

例えば、双葉老人ホーム付近の護岸というのが侵食されたというのは去年の6月のお話であ

りました。ここから全くきちんとした工事ができておらず、いろいろな事情があるともお聞きはいたしましたけれども、仮の土のうが置いてあります。としたならば、今年の雨で耐え得るのかどうか。どういう雨量でどんなリスクがあるのかどうか。この1つ取り上げたとしても、地域住民に説明をしなければならないことというのはたくさんあると思うんです。情報共有をしなければならないことはたくさんあると思います。この点について地元へのリスクをどう伝えているかについてお聞きをいたします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） ご指摘ありがとうございます。

実は昨年、豪雨の後、私どもも今まで河川の危険箇所については把握をしながらやってきたつもりでしたけれども、先ほどおっしゃっていただいたように、三条台の下、双葉老人ホームの裏の護岸が未設置のところだったりとか、あと御笠川の支流になりますが、大佐野川の県道から上の部分のかなり侵食というかそういうところも進んでいますので、そういう私どもで、また県で確認、気づいたところは県と市で、それとあと地元水利とかも入っていただいての現地調査をさせていただいてはおります。ただ、全部できているかということをもう一度もう少し北谷、内山あたりも含めたところでの点検は私のほうも今再度確認しなきゃいけなかったということは今反省をしながらお伺いしておりましたが、先ほどの双葉老人ホームの裏の分につきましては、議員のほうからおっしゃっていただいたように、護岸が侵食されていて非常に危ないということで、今年度工事をしてもらおうように那珂県土のほうにお願いをしていましたけれども、結局去年の雨の影響もあって侵食が少し進んで、どうしても河川の区域内で工事ができなかったということで、用地買収を今年度させていただいてということで、少し時間がかかるということで今大型土のうとか、土のうを置いて、今回の今年の梅雨時期に備えるということの報告も受けていましたので、これにつきましては地元、三条などの自治会にはお話しに行き、周知をさせていただいているところですので、そういう危険箇所等々につきましては、地元のほうに、自治会のほうにもお話をさせていただいて、情報共有に努めてまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） その双葉老人ホームの流域の件については、しっかりとリスクの共有をお願いしたいと思います。

さらにもっと上に行きますと、北谷ダムが県の管理でありますけれども、県の水防計画によりますと、ダムのリアルタイム情報の提供という内容がありました。今回これがどういうふうに変っていくのか、教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 北谷ダムにつきましても、県営北谷ダムですので、基本的には警報等がありましたら、県の職員が2名すぐついて、私ども公営企業担当のほうからも1名職員

を配置して災害に備えるという形は変わりなく続けていくということは考えております。ただ、済みません、県の水防計画につきましては、ちょっともう一度、この場で変わったということをおのほうがつかんでおりませんので、私も確認をさせていただきながら、今後のダム等々の災害には備えたいということをおし添えさせていただければと思っています。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） これから一番大事になってくるのは、やはり防災というのは情報戦だと思います。今どういう状況にあるのかといういろいろな指数が、例えば土壌雨量指数というふうには先ほど部長からありました。それから、土壌雨量指数、土砂災害に対する指数であるとか、水害に対する指数であるとか、そういったものをどう本部がきちんと情報を受けて、それを精査をして地域ごとに発令ができるかどうか、こういう流れが一番理想的な流れになってくるのかもわかりませんが、県が要するに管理者であったり、市が管理者であったりするわけで、ここの連携をリアルタイムでやっていかないと、市民に伝わる時にはもう氾濫していたとか、さまざまな問題が起こった後になってくると思いますので、この情報のスピードをどうしていくんですかということをお聞きしているところでございます。

例えば、この北谷ダムについても、もっと詳しく聞きますと、緊急放流ということに迫られた場合、今まで迫られたことがあるのかどうか、去年はどうだったのかどうか、地域の方たちはこのダムについて、ダムがあるからという安心感のある概念なのか、それとも、いや、そうじゃないんですというようなダムに対する危機管理について、放流するときの情報共有、こういったことはどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 昨年の豪雨のときも、あともう少し遅ければ北谷ダムからの緊急放流というような事態も想定がされておったところでございます。現在、北谷ダムの管理者のほう、また水防本部長等を通じて市町村長へそういった場合には直接ホットラインが流れるというような仕組みになっているところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） だから、緊急放流という事態が本当はあったかもやもしれない、また今後もあるかもやもしれないというときのもう北谷地域とか、松川地域までどう波及するのかわかりませんが、その辺の一带の地域の方たちへのこの北谷ダムとの共存の仕方というか、そういったところも含めてしっかりと自治会には説明する必要があるのではないかと思います。

それから、おとしのこの北部豪雨の際で、一番いろいろな検証があった中で、この災害対策本部自体の反省点もたくさんありまして、先ほどありましたホットラインというものが県から来るわけです。そのいろいろなホットラインを集約するところ、それからいろいろな市民からの通報の電話を集約する方たち、手が足りずに、要するに現場に行けなかったとか、電話応対で非常に混雑したとか、本市としては昨年この本部の体制について、例えば災害において

も土砂災害の部門と水害の部門と分けてきちんと情報を精査しなくちゃいけないんじゃないかなって、電話は電話で若手の職員にきちんと対応してもらって、そこに手数がいかないうような形で動けるような人たちをたくさんつくっておくとか、何か反省点は、市長、指令長としては何かありますか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 反省点、もちろん至らない点を挙げれば多々ある可能性があると思っておりますが、先ほどのご指摘のように、電話対応一つとりましても、やはり緊急時においてどういう部署にその電話がかかってくるか、そしてそれに対してどのような対応がうまくいき渡るのか、連絡体制がうまくいっているのか、そうしたことも出水期を前にレビューしなければいけないと改めて感じておりますが、基本的には先日6月1日にも机上の訓練を行いまして、そうした情報の収発班、そうした中でそのトップの担当部長を中心に、こうした情報をまず最初にキャッチをした人間がそのことをしっかりとメモをとり、そして担当に回していくというシステム自体はもちろん機能しておりますし、そうした本番のときにそうした機能が訓練のときのようにスムーズに行えるようにするために、人間の体制が十分であるかとか、これまでの訓練が活かされているかということをもう一度出水期の前に見直しをする機会にもしていかなければならないと改めて感じております。

また、ホットラインにつきましても、気象庁から直接私自身にも携帯でやりとりするというシステムは、昨年の私の就任直後でありましたけれども、事前のお顔合わせもさせていただいて、あのような雨が降るという情報も一定程度早い時点で直接にも伺い、そして避難勧告や避難指示につなげていったということ自体は、私はでき得る対応をとらせていただいたと思っておりますが、今回特にこの直前の時期に5段階の分け方自体が新たにされたということは、非常に市民の皆様にもまだ全て伝わり切れていないところもあるでしょうし、我々も初めての経験になりますので、この点も抜かりなく、ホットラインなどを生かしながら速やかなこうした対応がとれるように力を入れてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） 限られた人員と限られた予算の中でこの防災対策を全力でやろうと思ったときは、本当に大変な努力と、そして大変な知恵と協力が必要だということは重々わかっております。であるならば、その災害対策本部をより効果的なものに、そして市民にとって臨機応変に動きがとれるような、そんな災害対策本部としてどんどんどんどんやはり変えていかなければならないんじゃないかと思えます。

その中で必要なのが、さっきから申し上げていますが、やはり情報だと思うんです。この情報につきまして、朝倉市や東峰村では18の河川があったんですが、そのほとんどの川に水位計が取り付けられていなかったという教訓がありました。結局住民からの通報があるまで氾濫を確知できなかったという教訓なんですけれども、水位計や定点カメラがない河川においては、氾濫が迫る危険な状況の中、職員が現場に出向いて確認をしなければならないという

のが、本市でもこのやり方だと思っています。

刻々と状況が変化する豪雨災害から住民の生命を守るためには、地域ごと、河川ごとの細やかな水位情報の把握と迅速な情報発信が何より重要であると思っています。そこからまず防災力の強化につながっていくと思っているんですが、この水位計についても、本当に落合橋あたりに1カ所しかないという状況で、じゃあここから北谷までとか、大佐野のほうとか、中小河川であるとか、本体の御笠川の上流までも全然水位計がないなんてということというのは本当にどうだろうって思っています。

今、昨年から緊急予算が組まれまして、政府のほうで国土交通省が昨年から2020年までの3年間で約3,700億円を投じて、この都道府県が管理する中小河川の豪雨対策を強化するという緊急治水対策プロジェクトというのを開始をいたしまして、その中のメニューに水位計とかもあるんですね。もちろん砂防ダムであるとか、河川の流下量を増やすような掘削であるとかさまざまなメニューがあるんですけども、この3,700億円が太宰府市にどれだけの恩恵があるのかというところが一つのやはり問題でありまして、まず水位計について、県がなかなか取りつけを厳しいようであれば、じゃあ市はどうやってここを補っていかうかとするときに、今国交省が危機管理型水位計というのを開発したということで、このことが載っておりました。これは市が手を挙げて、共同購入をして単価も安くなるということで、出水期の間だけ取りつけて、5分ごととか、2分ごととか、そういったところの推移の状況がわかり、それがI o Tを通じて、クラウドを通じて情報が共有できるというようなものでして、これがこの水位計が平成30年度から設置が進められております。このことはご存じなんでしょうか。

ちょっと質問が悪かったですね。

こういう県の対応を待たずに、市が独自で水位計を取りつけて、危険な地域を情報をいち早く災害対策本部に全部集約をして、そのモニターに全部映し出すぐらいのところも今自治体たくさんあるんです。これだけI o Tだの、AIだの、人工知能だの言っている時代の中で、今私たちの災害対策の中は人海戦術だけなんです。果たしてこれで市の防災ができるのだろうかというところがまずありまして、それでせつかくこういうふうな危機管理型水位計というものを国交省が開発をして、1基100万円以下ということで、どうですかということを各自治体に提案しているみたいなんですけれども、本市としては採用されるおつもりがあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 回答は。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） 危機管理型水位計についての情動的なものは入ってはおりますけれども、まだ私どものほうはそこら辺の検討には入っていないというようなところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） この危機管理型水位計というのは画期的なもので、非常にコストも安く、5年間はいろいろなメンテナンスフリーということで、いろいろなことが考慮されてつ

くってあるんです。小さい自治体にも使いやすいような形でつくってありますので、ぜひ早急につけていただいて、この太宰府市の全地域がカバーできるような指数が目でわかって、ホームページに載せられたりとか、ある自治体では洗面器みたいな、たらいみたいな器の形があって、そこにだんだんだんだん水位が上がってきながら、目で図形化して、あと何cmで危険氾濫になりますよとかという言葉が出て、それがメールでプッシュ型配信されてとか、さまざまな知恵と技術を駆使しながらやろうとしているんです。若い市長今就任されて、こういったことは非常に情報についてもいろいろな先進的な自治体に学んでいただいて、どんどん活用していただいて、今令和で太宰府は注目を浴びていますが、一旦大きな災害になると、それどころじゃなくなって、もう一気にまちが沈んでしまいます。そういったことを考えますと、非常にスピード感を持ってやっていかなければ、この太宰府市の土地柄的にはすり鉢状の盆地でございますので、土砂災害のリスクと、それから河川の氾濫のリスク、浸水のリスク、冠水のリスク、多々ありますので、どうかこういったせっかく国交省がいいものをつくって、自治体にどうでしょうかというようなことも行われていますし、すぐにでも取りつけていただいて、もう少し多くの場所で水位の状況、護岸の状況、そして危険のリスクがどうなのかというものをわかりやすく収集ができる情報の整備をしていただきたいということをまずお願いをしたいと思います。

時間もありませんので、このマイ・タイムラインにつきましては非常に大事なことで、このタイムラインの中でも自治体がやるタイムライン、それから子どもたちや学校、そして家庭の中で行っていくタイムラインというもの、それぞれにあるんですけども、ここが一つ一つがきちんと同じような高さと醸成していくことによって逃げる力が養われるといったこういうものですので、市だけがやるとかではなくて、これはしっかりと各自治会に行ってご説明をいただきたいなと思います。

この土のうステーションについてでございますけれども、何かよくわからない説明だったんですが、800袋使ったということで、その処理の仕方もどうしたらいいか考えると。では、去年使った800袋はどう処理したんですかって聞きたいんですけども、今土のうステーションというのは、昨年冠水した地域もたくさんあるというふうに市長の答弁の中からありましたけれども、もう最初からある4カ月間なら4カ月間、出水期の間だけ、そこにもう土のうを置いておくんですね。住民一人一人が1人10袋まででお願いしますよとかって言いながら、また自治会がそこにとりに行ったり、自主防災組織がとりに行ったりとかしながら、わざわざ市役所まで、また市の職員に持ってきてとかというようなやりとりではなくて、身近なところに土のうを積んでおくというそういう自治体ももう本当に増えています。これは市が、あっ、ここが市もよく冠水に対して考えてくださっているんだなあという市民から見たときの安心感にもつながりますし、臨機応変なところで言えば、市職員の手数もそこまで半減するんじゃないかなとかとかというメリットのほうが大きいかなと思います。ずっと一年中置いておくのではなくて、ある期間限定で置くというような形で、土のうステーションというのを今各自治体つくっ

てあります。

このことについては先ほど答弁で研究調査をしていきますということでしたので、今回の出水期には間に合わないと思いますけれども、ただこれだけとびうめアリーナに1,000袋と、それから市役所に300袋という形であるならば、うまく分散をしながら、もう少し数量も増やして、もう少し分散をすれば、もう少しいい活用ができるんじゃないかなあというふうに感じましたので、ぜひこの件よろしく願いをいたします。

それから、最後になりますけれども、ヘルプカードにつきましては、県が今ヘルプカードを配付をしているということで、今部長のほうからも実物見せていただきました。場所によってはどうか、ほかの県では、ヘルプマークということでプラスチックでつくったものをもう既にかばんなんかぶら下げながら、そして乗り物であるとか、公共施設であるとか、さまざまなところに行くときに、何かの手助けが自然な形でお互いが共助し合えるような形でということで作られているんですけども、残念なことに福岡県は今ヘルプカードしかありません。このことは私ども公明党としても福岡県のほうにぜひヘルプマークのほうもしっかりつくっていただくように訴えていきたいと思っていますので、この防災ベストについてもぜひご検討いただきながら、いかに配慮者をスムーズに一緒に避難ができるように、また避難所でも過ごしやすくできるかということは目で見て、配慮者と、そして支援する側という形で、そこの辺がわかりやすくなればという思いでこの質問をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

今日質問をした回答を見てもよくわかったと思うんですが、建設、それから福祉、それから総務、これに教育部の防災教育も入る、またはり災証明の市民課が入るというような形で、全庁挙げて横断的な協議が必要なわけです。このことをしっかりと念頭に置いて、この防災対策本部というもののあり方を、市長が陣頭に立って、まずハード面でのそういったIoTを使った、少しでも、今ソフトバンクと共同でやっている実態もありますけれども、そういった発信力を上げることができないか、また災害対策本部自体の能力効率化をアップできないかどうか、そうしたことをしっかり副市長とともに考えをまとめていただいて、今回のこの台風のシーズン、しっかりと私たちも逃げる力を持つような形で醸成もしていきますので、どうか市としても全力でよろしく願いをいたします。

以上で一般質問を終了いたします。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員の一般質問は終わりました。

ここで14時5分まで休憩いたします。

休憩 午後1時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時05分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番門田直樹議員の一般質問を許可します。

[15番 門田直樹議員 登壇]

○15番（門田直樹議員） 通告に従い質問します。

1項目めは、改元に伴う来訪者増への対応と課題についてお尋ねします。

御代がわりに当たり、新元号「令和」の由来が太宰府にあると明らかにされました。このことにより、全国からの来訪者は発表後の4月から激増し、市はもとより関係団体、地域は対応に追われています。駐車場や交通整理、来訪者への対応、観光回遊性など多くの課題がありますが、今後の見通しと対応についてお聞かせください。

2項目めは、都市公園の利用について伺います。

都市公園は規模や用途によって幾つかに分類され、それぞれ目的を持って管理運営されていると思料いたします。しかし、現実には一般市民が利用できない状況も散見されます。スポーツ専用の公園を除き、都市公園は市民に開放し、独占使用は認めるべきではないと考えますが、ご所見を伺います。

以上、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） まず1件目、改元に伴う来訪者増への対応と課題についてご回答申し上げます。

新元号「令和」が発表されて以来、本市の誇り得る歴史に大きくご注目をいただき、多くの皆様にお越しをいただいております。大変ありがたいことでありましたが、全く予期せぬ事態に対応し、事故などでお祝いムードに水を差さないようにするため、4月、5月と連日細心の注意を払いながら、職員やボランティアの方々、氏子会の方々などに無理をかけ、駐車場確保や交通誘導員配置、広報対応などでかなりの出費ともなりました。その一方、一躍集まった大きな期待にお応えするとともに、出費に見合う一定の収入も得るため、時の旅人プロジェクトを急遽企画し、10連休通しての奉謝奉祝の記帳受け付けや令和の人文字のサポート、記念メニューメントふるさと納税、クリアファイル作成などを実行に移しました。思い起こせば怒濤の日々でありましたが、おかげさまで大きなトラブルなどもなく、多くの皆様をお受け入れし、ともに喜びを分かち合う演出や一定の収入確保にも成功し、報道対応なども含め、令和ゆかりの地太宰府としておおむね満足いただいたと考えております。

6月に入りましてようやく一息つきまして、これまでの取り組みについて分析、評価するとともに、課題を整理し、先日は安倍総理、菅官房長官にもご報告とご要望を行う栄にも浴してきたところでもあります。今後もこの好状態を一過性のものとせず、先日庁内で発足させました各部横断の令和プロジェクトチームなどを活用しながら、じっくりと令和のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

本市といたしましては、これを好機と捉え、さらなる史跡の歴史的価値を顕在化し、これまで以上に大宰府政庁跡を中心とした大宰府史跡を本市の魅力あるエリアとしてまいりたいと考えております。そのためにも、今議会で提案しております再有料化をぜひ実現させていただ

た上、政庁跡東にある大宰府展示館の充実を図り、史跡地特有の規制の緩和を実現することで、大宰府政庁跡のさらなる魅力化も図ってまいりたいと考えております。

次に、観光回遊性についてであります。滞在時間の延長、宿泊施設の充実、観光スポットをつなぐルートを複数つくる必要があると考えております。今までの太宰府観光の入り口は西鉄太宰府駅が主でございましたが、新元号発表以降、大宰府政庁跡に近い西鉄都府楼前駅、今年度整備します客館跡がほど近い西鉄二日市駅も観光の入り口として想定をされます。加えて、改元効果により太宰府天満宮から大宰府政庁跡までの歴史の散歩道や県道筑紫野太宰府線には多くの観光客の姿が見られ、観世音寺や戒壇院を訪れる方々も増えています。さらには、レンタサイクルを利用する観光客やコミュニティバス「まほろば号」、太宰府ライナーバス「旅人」で大宰府政庁跡バス停での乗りおりなど、土曜、日曜に限らず増加をしており、回遊性が生まれてきております。この好機を逃すことなく、市内各所を周遊していただけるようなマップやサインなどわかりやすい市内観光情報の充実、休憩所の検討、宿泊施設の誘致、公共交通の充実、シェアサイクル、レンタサイクルの充実などを図り、回遊性を高めてまいりたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） ありがとうございます。

本当に予期せぬというか、降って湧いたようなありがたいことではありますが、市長以下職員も大変だったと思います。ただ、この10連休以降、地元はもっと大変だったということもありまして、議会のほうには折々にいろいろとご報告はいただいております。先日もこのたび首相等々とお会いされて、お話しされたことなども詳しい内容もいただいております。

ちょっとまとめますと、特に4月にこれがわかって、いっぱい来られてということで、どれぐらいのことかと数値で、これはもう何度も質問なんかでも出てきていますが、10連休中に——これは連休明けです。とにかく4月以降、6万人以上来られていると。実は私、保存協会の評議員もやっとなんですが、平成30年度の一般が1万2,000人ほどで、特に4、5月に限って言えば約1,500人というふうな——今からこれ審議するんですが——ということは40倍ということですよ。ちょっともう通常の対応ではとてもさばき切れないということもあって、いろいろと今後予算措置等々もあるのかとは思いますが、まずこの10連休の中の対応で、今市長の第1答目にもございましたけれども、クリアファイルとかモニュメント、こういったものでまずはとにかく何かやろうと。もうけというよりも、とにかく太宰府をより意識していただくということもあると思います。あるいは、ふるさと納税にかかわることですか、市内回遊のそういうツアーを計画されたりとか、ちょっとぴんとこんのですけども、また詳しくわかったらお示してください。

ところで、その中で駐車場の確保であるとか、地域の負担とかということが表に出てきております。それに対して市としまして、報告を受けとる分でございますと、市の職員による文化

財の技師さん等によりまして坂本神社における解説であるとか、あるいは駐車場の整理、あるいは誘導であるとか、そういったものを具体的にされているということで、ちょっと幾つか、まずこの市職員の配置、この神社周辺に2名を配置し、安全確保を図るということですが、今もやっているのか、いつまでやるのか、あるいは曜日を決めているのか、その後の変更。

それから、展示館については、16時半で閉館ですけども、前回は協議会で説明がありましたけれども、17時までとりあえず延長をされた。その後、この時間はどうなっているのか等々、まずこの2点聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 事実関係でありますので、ちょっと私が不足ありましたら担当からも補足をさせますが、まずは駐車場なり、職員の配置などでありまして、4月、5月は基本的には特に10連休は職員もかわるがわるの休みを返上してといたしますか、10連休中もかわるがわる出勤をして交通整理などにも当たってくれました。真っ黒に日やけしながら頑張ってくれたわけでありまして。

そうした中で、5月後半に入りまして、人出も少しずつ落ちついてまいりましたので、職員については基本的にはこうした配置は今解いておりまして、もちろんただ交通誘導員の方々のさまざまな動きなども確認をする必要がありますので、土日に担当もそうした状況を見ながら、逐一私にも報告を入れてくれていたところでありまして。

6月に入りまして臨時駐車場も少し縮小をし、また交通誘導員の方も一旦今は雇用を抑えておりまして、今推移を見守っているところでありまして。それでもなお、やはり土日も担当の職員が見回りをして、状況などは逐一報告をし、課題があればその是正に努めてくれているところでありまして。

また、展示館の開館時間でありまして、先ほど申した記念モニュメントやクリアファイルの販売や記帳、こうしたものを9時から5時、大体わかりやすい時間としてそうした時間でテントを張って行っておりましたので、肝心の展示館のほうも17時までぜひ開館していただきたいということでその歩調を合わせておりましたが、10連休が終わった後は通常の16時半までといたしておりまして、月曜が閉館ということはそのまま続けているところでありまして。

まずは以上です。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 要はこのブームがいつまで続くんですかね。ここが大事だと思うし、恐らく市長以下いろいろご検討されているとは思いますが、現状が大変だから、それに合わせてというて、この先がなかったら何のためにやったのかわからんし、実際どこだったですか、鹿児島だったかな、どっか何かNHKの大河ドラマで非常に人気が出て、ある家屋を物すごい人が訪れるんで、駐車場もつくって、トイレもつくってということをしたら、ぱたっと誰も来なくなったそうですね。そういうのもあるかもしれんけれども、しかしちょっと規模が違うと、事が。令和というこの御代がわりに伴う非常に誇らしい事柄であるので、要はこのまま何もしな

かったらやっぱり右下がりでしょうね。それがどういうふうに出たのか知らんけれども、この前展示館の有料に当たっての委員会審議の中で、この先の来館者の予定を聞くと、大体想像したような右下がりのことを考えてあると。それでいいと思うんですよ。やはり厳しいほうに考えるべきだと思います。

それはしかし、今のままだったらの話であって、やはり先行投資といいますか、本当にこういったものを続けるんだったら、私だけじゃなくて皆さんいろいろな回遊であるとか、地域のいろいろなほかの文化財、資源の掘り起こしとあわせながら何かやるべきじゃないかということで、例えばこの今坂本神社が大伴旅人邸ではなかろうかというふうなことです。ほかに二、三あると。いずれも近くですよ。そこをめぐる何か、謎の何かツアーを、そんなこと私がここでもう言うこともなかろうけども、いろいろ考えて、そしてその辺を政庁一帯を複合的に活用すると。資産として活用するという考えです。その中で、今回総理ともいろいろお話をされて、これもありがたい、あそこで何か喫茶店でもせんねみみたいなことも言われているようで、ありがたいことなんで、そのためには規制を緩和せないかんわけです。そのために今後どういうふうなことを考えているというか、もうお願いだけじゃなくて、やはり例えば一例、この坂本八幡宮に関しましても、宗教行為であるから行政はタッチできないであるとか、周りが史跡地であるから有料は難しいとか、いろいろ理屈はいっぱいあります。マイナスの理屈は山ほどあるけれども、そこを乗り越えて何とかやっていく。全国、私どもが視察等でも行くことはあるんですけども、いろいろな宗教都市というか、善光寺だとか、善通寺であるとか、伊勢であるとか、大社であるとか、もうあちこち日本中にあります。そして、それはきちんと憲法に抵触しない形で共存しとるわけです。もちろん私どものところには太宰府天満宮という胸を張るものがあるんですけども、しかしながら天満宮さんは物すごい強いわけですよ。もうこっちが支えてもらっとるかもしれん。で、坂本神社はどう見ても、こんなこと言うたらあれですが、やっぱり地域の習俗としてずっとお守りをされてあるという形ですから、同列にはやっぱり論じるわけにはいかないと思うんです。やはり行政が何らかのことをせず、じゃあおまえどうしたらいいんだって言われたら、私も答えがないんですが、何かこの先このままで行くのか、もう少し何か先へ進んだことを、先ほど一番最後のほうで何かそういうふうな委員会というか審議会かというお話も出ましたが、何かそういうことも案としてたたきに乗せるのでしょうか、聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。さまざまなご指摘をいただきまして、まさにおっしゃるような課題なり、取り組むべきヒントをいただいたわけではありますが、これまでも、これからも、例えば旅人邸の点もありました。我々としましては、決して坂本八幡宮に旅人邸があったと特定しているわけではもちろんありませんので、そうした中でさまざまな説があることを例えば何かイベントの中で議論をしていただくとか、それを回っていただくということも大変重要なご指摘だと思います。そうしたものを例えばふるさと納税の返礼品として、今コト消

費ということでよく表現をされますけれども、これまでのようなやはり農産物とかそういうものでは太宰府はなかなか難しい、競争力が低いところもありますので、実際にそうした体験をしていただくような周遊型のツアーをこちらから企画をして、参加をしていただいて、そうした中で民間の方もそうした企画にいずれ参加をしていく、移行していくなど、そうした中でさまざまなこの史跡地の魅力を感じていただくような工夫もしていくとか、例えばあり得ると思っております。

本来、太宰府市、大宰府政庁跡自体、1,300年を超える歴史というものはもともとある歴史でありまして、かねてより市民の皆様初め宣伝を重ねて、そしてその意義を誇りを持って皆さん宣伝をされておりましたけれども、なかなか今までは注目が十分ではなかったという中で、この令和で新たに注目が集まったということは大変なチャンスでありますので、そのために今後そうしたお客様を呼び込む工夫をしていく必要があるだろうと思っております。そのためにも、まずはこの史跡地自体の魅力化をどう図っていくかということも重要だと思っております。政教分離の問題などもありますけれども、坂本八幡神社自体が史跡地の中に位置するわけでありまして、そうした史跡地の中の一体化の議論として、大宰府政庁跡一帯の中で、大宰府展示館なり、この坂本八幡さんなり、こうしたものを全て包含をしながら、この地域の魅力化をする上ではやはり規制緩和というものは欠かせないと思っております。

先日はそうした官邸で総理、また官房長官に問題提起をし、そして関心を持っていただくということが最も大きな目標だと思っておりますし、そこにご同席をいただいた地元選出の原田環境大臣もこの件についてはもちろん関心を持っていただいておりますので、今後はやはりこの規制緩和に向けて、7月には全史協、史跡地の協議会の私も全国の副会長としての役もいただいておりますので、原田大臣もその議員連盟側の事務局次長もお務めでありますので、そうした機会も生かしながら、今度この規制緩和というものをテーブルに乗せて、太宰府のみならず全国的にこの史跡地を有効に活用する中で観光客をお呼びをし、そして維持、保存のためにも採算がとれるような、利益を生めるような史跡地というものに変えていくことを我々が先頭に立ってこれから提言をしていく、そうした本当の活動に入っていく時期にもうそろそろ入ってきたかなあと思っておりますので、先ほど申した令和プロジェクトチームなど、そうした中でイベントなども企画しながら、そしてこうした法的な問題、規制緩和についても積極的にトップリダーとして取り組めるように頑張りたいと思っております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） ありがとうございます。

保存と活用という並べると何かすつと行きますけれども、実際は対立するような概念だと思えます。保存しながらどう活用するかということですが、今度文化財保護法が改正になって、文化財の保存活用地域計画を令和2年度中につくられるということですが、文化財保護法の改正のポイントですけれども、まずは自治体に計画の作成を求めると。地域計画の策定です。ま

た、文化財の所有者への作成を求めてあったり、特に文化財保護業務を教育委員会から首長部局、首長のほうに移管することができるのではよ。これをどうするかというのは今後の議論ですけれども。そういうふうな中で、今までの文化財といえば、簡単に言えば日常的な散歩であるとか、保育所、幼稚園や児童・生徒などによる遠足であるとか等々、そういうふうなことぐらいで終わっていたんですよ。今まで説明とか報告もそこまでだった。もっと進んで、私はいつも思っているんですが、要は文化財は大事です。大事ですけれども、それは地域があって初めて生きてくる。住民があって初めて生きてくると思うわけです。ですから、地域が、住民が主人公であるという考えは大事だと思うんです。その中でどうやってやるかと。あれもだめ、これもだめの中で、例えばあそこの特別史跡の中で市民まつりやっていたわけでしょ。そして、あそこに業者も来て営業していたわけでしょ、現実には。そんなことは国が認めたのかどうか、報告したのかどうか、そういうことはもう置いて、そういうこともあるわけです。本気でやろうと思えばいろいろやれるし、そういった中できちんとそういうふうな財源も確保しながら、そして何よりも地域住民が疲弊しないような、そしてずっとこのままこういうふうな傾向が続いていった中で、周りもみんなこれがいいなあと思えるような、そういうふうな行政を進めてください。

1 問目は終わります。

○議長（陶山良尚議員） じゃあ、2 件目お願いします。

教育部長。

○教育部長（江口尋信） 次に、2 件目の都市公園の活用についてご回答いたします。

議員ご指摘のとおり、公園につきましては、設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように設置、運営されるものだと考えておりますが、中には市民の方から公園施設のさらなる開放を希望する都市公園があることは十分認識をしているところです。生活の中の休養、散歩、憩いの場として、あるいは家族や友人との遊戯、集いの場などとして身近な地域にある公園をもっと利用したいという声があることにつきましては、重く受けとめておるところでございます。今後、市民の声に耳を傾け、思いをしんしゃくしながら、関係機関や団体等とも協議を行い、多くの市民が利用しやすい公園となるようにしたいというふうにご考えております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 15 番門田直樹議員。

○15 番（門田直樹議員） 状況等はよく把握はされてあると思いますが、幾つか質問をいたします。

まず、本市の条例、公園条例ですけれども、第 1 条の 4 の各号ありますが、第 4 号に該当する公園はどこどこか、お示してください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 公園管理といいますか、全体の管理というのは建設課のほうでや

っていますので、私のほうから回答させていただきます。

今議員おっしゃった公園条例の第1条の4の第4号に該当する公園につきましては、総合公園としては該当していないというふうに私どもは捉えていて、主として運動の用に供することを目的とする公園として、大佐野スポーツ公園、北谷運動公園、少年スポーツ公園、松川運動公園の4カ所が該当するというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） ということは、この第1条の4の第4号というのは、これは運動公園だけということですか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） おっしゃるとおりです。総合公園という捉え方は、私ども、135ある公園の中で総合公園という捉え方はしていないというところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 総合公園、運動公園というのは、いわゆる基幹公園ひっくるめて、その中でそういう表現をするか、しないかということだろうと思います。どこからどこまでというのが多分区別が難しいのかもしれませんが、わかりました。

そしたら、私は、この中ではっきり条例の中で4つの運動公園、松川、北谷、大佐野、そして水城の少年スポーツ公園はスポーツ公園、運動公園としてはっきり定義されています。残る2つがいわゆる総合公園であるという私は認識なんです。それぞれでこの辺はずれても別に構わないと思います。その中で、梅林があります。これも料金を取ってやったりもするんですが、梅林と歴史スポの多目的では、どっちもあります。梅林は大きいグラウンドの向かって右側にあります。それと、もう一つの歴史スポの多目的広場はかなり違うと思うんですが、その位置づけについてどんなふうなお考えか、聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今議員ご指摘のとおり、やはり配置的なものは今おっしゃったとおり違うんですが、実際に梅林アスレチック公園は比較的郊外に設置されておりまして、それと多目的広場と遊具とか、市民の方が憩う場所というのが区別をされている部分があるというふうに捉えているところでございます。歴史スポーツ公園につきましては、もう位置的なものといえば、もうご存じのとおり、住宅地とか、非常に住まいと隣接しているというところに配置をされていて、しかも多目的広場と遊具とか、憩うところが非常に近いというところの配置をした公園だというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） そうですね。まず、公園の配置、場所が違うと。梅林はどっちかというところと車で行って、何らかの競技等々を目的に行く。あるいは、立派なアスレチックがあります

ので、あるいはトレッキングコースもあります。そういったところにそれを目的でそれぞれ行かれることが多いと思います。それに対しまして、こっちの歴スポのほうは、本当のもう住宅地の真ん中というか、接してあるわけです。たくさんの方がいろいろな目的で来られるでしょうけれども、ここの条例のその第4号にも書いていますが、休息、観賞、散歩、遊技、運動等云々って。この順番にやっぱり意味があると思うんです。これは恐らく一番頻度が高い順に書いてあると思うんです。公園ってこんなもんでしょ、基本は。というふうな認識のもとで、それが都市公園であると。その中にただ運動公園も入っているというふうな私は認識なんです。その中で管理人を置いている公園は幾つございますか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 管理人を置いているという公園につきましては、梅林アスレチック公園と歴史スポーツ公園、北谷運動公園、松川運動公園の4つ置いているということです。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） そうですね。特に当日の受け付けもあるようなところはもうおられないと、同じ運動公園でも置いていないところあるけれども、それは鍵のあけ閉めだけで事足りるところは要らないけれども、そうでないところは、複合の施設、例えば歴スポですと、弓道場、相撲場、あるいはテニスコート等々ありますから、やはり管理人さんがおられないとこれが利用ができないということですが、そうしますと、その中で、これも条例ですけども、第6条第1項の各号に該当するような事象はございますか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 全てを把握して一つ一つを挙げるわけではございませんけれども、例えば施設の中のネットの破損があるとか、それから植えてある芝生が剥がれているというような状態につきましては、私どものほうでも確認をさせていただいております。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 不慮の事故といいますか、うっかりということもあるとは思いますが、それでまたたくさんあるし、今までの年月考えたらたくさんこういうことあったと思いますが、特に問題、例えば第1号、第2号、第3号、第7号等々に関して、何か重大なというか、問題になるような事象は特には認識ございませんか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 今議員がおっしゃったようなことだろうと思います。本当にこれまでの長い使用の中で、先ほど言いましたことが顕著な例として挙げさせていただいているもので、一つ一つについて、それぞれの号についてということはちょっと難しいんですけども、これまで使用された中でということで先ほどお答えさせていただいた分です。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 今までのことは今までとしましても、こういうことがないように、そのために管理人さんがおられてということで、管理人さんは何かあったときにどう対応してい

いかということで、その対応マニュアル等はきちんとあるのか、あるいはそういうふうなレクチャーというのは受けてあるのか、お答えください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） それぞれの公園ごとの例えば議員言われたような専用のマニュアルというんですか、そういったものは置いてございません。今私どもとしては持ち合わせておりますのは、例えば社会体育施設全般の使用に係るような体育施設使用許可条件とか、それとあと有料公園施設について、その管理運営について定めております太宰府市有料公園施設管理運営規則等は持ち合わせております。ただ、議員がご質問されたようなそれぞれの公園ごとの専用のマニュアルというのは持ち合わせてございません。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） いわゆる常識的な内容のことというのはもちろんそういうものが存在すると思いますが、やはり何かあったときに、これもおおむね指定管理者さんです。指定管理者がまたそういうそ独自の——市とはもう直接関係ないです、そうなってくると——そういうふうな職員さんを雇ってこういうふうなことに当たるわけですから、少なくともすぐに連絡がとれるように、市の責任者が対応できると、場合によっては、そういうことも必要と思うんですが。

また、都市公園法の中で、都市公園台帳第17条にあるんですが、これを作成し、保管しなければならぬと。本市でいきますと、条例の中にはないんですけども、緑地管理要綱の中にこの管理台帳第3条で作成するものとあります。これは同じものですか。そして、これはきちんとあるのか、聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今の議員おっしゃるとおり同じものと捉えておりますが、都市公園の台帳につきましては、平成15年3月に作成してございます。それを今現在も使用しながら、少し変更があれば担当職員でというところでさせていただきながら作成はしておるところでございますけれども、やはり15年以上たっていることもあって、少し現状とやはり違うというところもありますので、これは実際に監査のほうからも指摘を受けている部分はございますので、その辺の公園の台帳整理というのはやっていく必要があるというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） この公園台帳というのは、もう樹木の一本一本、そして地面の状況等々細かく記載せないかんものだと思います。ただ、たくさんある公園で、職員の数も限られるし、ただ何でもそうだけれども、いわゆるマスターとトランザクションといいますか、台帳があるんだったら、それに対する修正というのを一緒にくっつけとけばいいわけでしょ、一々それを全部変えんでも。それがたまとつけば、いざとなったらそれはぼんって変えられるし、

そしてそれが現場も、それぞれの長とつく方々も皆さんそれは共有せないかんということで。特に例としまして、ここへ歴史スポーツ公園のパンフレットあるんですが、広い公園ですが、この池の面積はこの公園の面積に算入されますか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 池につきましては、修景施設として池の面積に算入をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 入るということであれば、例えば運動施設は100分の50です。それから、建築面積は100分の2等々あります。そうすると、まずこの面積だけ見ると、多目的広場がこれが運動施設であるとするなら、これは50を軽く超えてしまうと目視しただけで思うんですが、数字を出してもらってもいいですけども。また、あるいはここで建物というたらもう巨大なホテルでも建つような理屈になります。その辺は何かちょっと違和感があるんですけども、それは県ともきちんと協議をされて、合意の上でそういうふうなご認識なのか、聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今おっしゃっていただいたように、県のほうにも確認しまして、その当時の状況はわかりませんが、現在の確認をさせていただいて、池のほうはこの面積に算入をさせていただいていますということでの協議といたしますか、お話をさせていただいているところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） わかりました。

それでは、現在これは特定の公園のことを言っているわけじゃございませんけれども、公園施設以外の工作物等による占有、都市公園法で言いますと、とにかく私物による占有が、確認はともかく、そういったことを認めているのか、認めていないのか——現在です——お答えください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） これまでは公園施設以外の工作物等については、占有ということ認めていた部分もございまして、現在につきましては、占有ということではなくて、現状に台帳に載っていない部分についての移設とかそういうことも、先ほど申しましたように監査のほうからも指摘があっている部分もございまして、その件については対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 認めていないということですね。もう一回確認させてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） はい、そのとおりでございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） そういう中で、競技団体の占用使用で一般市民が広場を使えないという状況が見られます。いろいろネット予約で確認なんかもしますけれども、もうほぼ全ての土日、祝日が終日押さえられていると。仮に団体が押さええているにしても、うちの条例でいくと、1目的3時間です。なぜ終日それが押さえられているのか、もう少しわからないので説明していただきたいのと、こういう状況がいいのか、悪いのか、その辺のことをご所見をお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） おっしゃるとおり、3時間という規則がございます。その中で、教育長のほうが認めるという、教育委員会のほうでそういったことでそれ以上を認めるということもできるという条項がありますので、実際にそこに書いてある3時間以上を使っているという団体はございます。

今おっしゃったように、有料公園施設というのを有する公園があつて、その施設を利用者が使用すると。当然押さえ使用されているわけですので、そこで一般市民が利用できないという状況が生じているということがあります。私が最初に冒頭でご回答をいたしましたとおり、今後とも多くの市民が利用しやすいというところの視点で考えて、現在まずはということで、月に1回、土曜と日曜を開放日とするということで、市民の利用を促すような取り組みはさせていただいているところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） つまり市民開放日です。というのは、通常は市民は解放されていないのかなあ。何かおかしいと思うんです。言葉なのかもしれんけれども、市民が使っていないとか、いけないとか自体、そもそも何なのかな。都市公園でしょ。近隣住民、市民がここに挙がるような休息であるとか、遊戯であるとか、そういったことに使えないと。たまには使わせちゃるぞというふうな話でしょ。だけれども、そのことはちょっと置いときましょう。今後どのように進んでいくのかということで、今後の経緯を見たいと思います。

そこで、先ほど言いました運動公園だけでも4つはあるわけです。そして、小・中学校全部で11校あります。そういったところのグラウンド等はないのかな。もうどうしてもないのか、その辺を聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 大まかに言ってしまいますと、それはやっぱり土日はかなり混み合っていて、平日はあいている状況です。ただ、それぞれの場所によって違いがありますので、例えば一日を1と、土日だけに限って5月のケースで言いますと、例えば大佐野スポーツ公園でしたら大体4分の3ほど土日は埋まっているような状況です。これ5月です。それから、松川で

したら十分まだまだ使用が可能であるというふうに結果としてはなっております。それから、北谷運動公園につきましては、大体4割ほどあきがあると。太宰府の少年スポーツ公園については、もうほぼあきがないような状況でございます。ですので、それぞれ運動公園につきましては、場所によって土日だけで言いますと利用率が少し違ってくるというような状況です。

小・中学校ということでしたけれども、中学校はほぼ大体19時からの使用しかできないんです。土日につきましては部活動がありますので、ほぼここは部活動が使用するというので貸し出しはしておりませんので、小学校についてだけお答えをさせていただきますと、これは7校押しなべて平均ですけども、土日でいくと大体2割弱ぐらいです。あとの大体8割ぐらいは埋まっているような状況です。平日ですと、65%から70%ぐらいは使えるのではないかなというふうに思っています。今申し上げた数値は、あくまでも5月ですけども、おおよその傾向としては十分見てとれる数値じゃないかなというふうに思っております。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 北谷、松川という立派なグラウンド、競技場があるんですけども、やっぱり遠いということ、便利が悪いということかもしれませんが、北谷に関して言えば、上の多目的広場なんて芝生張った立派なのあるんです。中には市民がもう知らない方もおられるかもしれんけれども、あの芝生の維持だけだから年間相当のお金使つとるんです。大いにそういうふうなところを使うように促していただきたいと思うんですよ。

それと、こういうふうなところを使うというか、運動公園というのは、基本的に全部セパレートされているわけですよ、ボールが飛んでいかないようにとか、危険がないように。ところが、この総合公園に関しては、もう一緒にやっています。その中で、遊んでいたらボールがぶつかったと。何かいろいろあると思います。そういうふうなときの責任はどうなりますか。どうお考えですか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 総合公園というのは、おっしゃるように法律上、公共の福祉の増進に資するということが大きくうたわれていますので、そういった目的を考えましたときに、やっぱり事故というものはこれはあってはならないというもので、我々としては未然に防ぐべく努めるべきだというふうに考えております。

事故につきましては、やはり一件一件それぞれさまざまな原因とか要因が考えられます。それから、誘引というものもあるというふうに思っております。それで、事故の詳細な状況を踏まえながら、加害者だとか、それから設置者である市などが被害者と協議をしながら、その責任を明確にしていくべきものだというふうに捉えております。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） では最後に、都市計画法にあるこの基本計画、多分これはうちにはなかったと思いますが、また公園の運用等々に関して必要な協議を行うための協議会第17条の2にあるんですが、こういったものはございますか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今ありました基本計画等協議会につきましては、太宰府市のほうではございません。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 今お話をしよっても、2つの部に分かれてどうしてもお答えを伺ったりせないかんし、なかなかやっぱりそれぞれいろいろな過去の経緯とかいろいろお考えあって、難しい面があると思う。そういうときにはやはり外部の識見者なり、関係者なり、そういった者を集めたこういうので一定の結論というか、お考えを示していただくのも一つの方法かと思う。

今回はあくまでもどういうふうなことですかとこの事実といいますか、お考えと現状の確認をさせていただきました。私も知悉しとるわけではございませんので、本日のお答えをもとにもう一度用途、現状を調べて勉強して、質問があればまたさせていただきます。

終わります。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで15時5分まで休憩いたします。

休憩 午後2時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時05分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔14番 藤井雅之議員 登壇〕

○14番（藤井雅之議員） 議長から発言の許可をいただきましたので、通告しております国民健康保険税及び事業について、2点質問させていただきます。

まず1点目に、本年4月の保険税の引き上げの影響についてお伺いいたします。

国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の3本柱で構成されています。太宰府市では、平成28年度から3本柱のうちどこかが前年度よりも改定され、事実上保険税の連続引き上げが行われている状況です。従来、国保は、被用者保険に加入しない自営業者や農林水産業従事者の公的医療保険として認識されてきましたが、近年は雇用や労働の状況変化、産業構造の変化により、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行したことも影響して、無職者や組合健保や協会けんぽなどの被用者保険の加入対象とならない方々、いわゆる派遣やパートといった非正規雇用の方が多くを占めている状況です。加入者の所得水準で比較すれば、国保は公的医療保険の中では低い状況と思いますが、太宰府市において、この間行われてきた保険税の連続引き上げで加入者への影響を検証されたことがあるのか、あるのならば、そのことへの認識についてお聞かせください。

次に、保険税（保険料）率の統一化についてお伺いいたします。

安倍政権は、5月31日までに、今でも高過ぎる国民健康保険税の大幅値上げを狙って、市区町村ごとに異なる保険料率の都道府県内での統一を促すための新たな誘導策の検討を始めました。この間国保税は、国が国庫負担を抑制し続ける中で高騰し続け、市区町村の各自治体は、独自の公費繰り入れで国保税を軽減してきましたが、政府は、それら住民生活を守るための努力を敵視し、2018年度からスタートした国保の都道府県単位化で公費繰り入れの削減、廃止による大幅な連続引き上げを迫る仕組みをつくりました。同時に、保険料率の統一化を将来的に目指すことも都道府県に求め、市区町村の努力をやめさせようとしています。5月31日に開かれた経済財政諮問会議で提言がなされ、政府は統一化に取り組んでいる事例を参考にし、検討を本格化させる流れになってはいますが、今でも高い保険税がさらに高騰する懸念が拭えません。今後、太宰府市において、保険料率の統一化の動きに対してどういった立ち位置で対応していかれるのか、考えのご答弁を求めます。

再質問は議員発言席で行います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 国民健康保険税及び事業についてご回答申し上げます。

令和元年度の国民健康保険税率につきましては、平成31年1月に県から提示されました納付金額及び標準保険税率などを参考に、国民健康保険運営協議会の答申を反映した上で国保税率改定案を策定いたしまして、本年太宰府市議会第1回定例会におきましてご承認をいただいたところであり、保険料率の引き上げの影響を考慮しながら、国保財政の健全で安定的な運営に努めているところであります。

また、平成30年度から新たに都道府県が市町村とともに保険者となるなどの国保制度の大改革が行われ、はや1年が経過いたしました。この改革の中で、国は、将来的に保険料水準の平準化を目指すことも掲げておりますが、既に県単位で保険料率の統一を実施した都道府県もある一方、大半の都道府県では、時期を明示せず、医療費水準の平準化、赤字の削減、解消などを踏まえ検討するとされております。現時点で福岡県内の均一化への動きは示されておられません。今後も引き続き県内の均一化の動きなどに注視をしながら、適正な国保運営を行ってまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から回答いたします。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） それでは、詳細につきまして私からご回答を申し上げます。

まず、1項目めの本年4月の保険税引き上げの影響についてでございますが、先ほど市長が述べました国保税率の改正につきましては、広く皆様にご負担増をお願いする一方で、中間所得層の被保険者の負担に配慮し、基礎課税額に係る課税限度額の引き上げと軽減判定所得の拡大を行うものでございました。改正税率に基づきまして、賦課期日であります本年4月1日現在で算定いたしましたところ、国保税調定額総額が15億2,742万2,800円となっております。これを被保険者1人当たりで換算いたしますと年間10万641円に、1世帯当たりで換算をいたし

ますと年間16万208円となり、保険税引き上げ前と比較いたしますと、1人当たりで約2.1%、世帯当たりで約5.2%、それぞれ増となっております。

また、所得の低い方々への対応といたしまして、本年4月から地方税法の一部改正に合わせまして、所得と世帯人員に応じて保険税の軽減判定所得の見直しを実施しており、2割軽減または5割軽減世帯の軽減基準額の引き上げを実施したところでございます。

国民健康保険税は、国民健康保険制度運営の根幹をなすものでございまして、国保財政の健全な運営を図るために被保険者の皆様にご負担いただく基本財源であるとの認識に立っております。現段階で加入者への影響の分析は実施しておりませんが、現年分と滞納分を合わせた収納率を見ますと、ほぼ横ばいとなっている状況でございます。低所得の世帯の方にも一定の医療費がかかっておりますことから、何らかのご負担をいただくこともやむを得ない一方で、今後とも保険税の引き上げによる被保険者の負担能力などへの配慮をしながら、公平かつ適正な賦課徴収に努めてまいりたいと考えております。

次に、2項目めの県単位での保険税統一の動きへの認識についてでございますが、福岡県では、国保制度改革に伴い、昨年4月に策定されました福岡県国民健康保険運営方針の中におきまして、地域の実情に応じた保険料率の均一化については直ちには行わないものの、納付金額の設定及び医療費適正化の取り組みなどを通じて、市町村の医療費水準の平準化を図りながら中・長期的に行うこととするとされております。県単位での保険税、保険料の均一化につきましては、時期や具体的な内容について、県と市町村との間で協議の上決定されることになると思われますが、現時点ではスケジュール等の具体的な内容についての提示はなされていない状況でございます。今後、具体的な内容についての提示がなされましたら、適正に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） ご回答ありがとうございます。

また順を追って質問をさせていただきますけれども、今ご答弁の中では、低い所得の部分でも何らかのご負担をいただくこともやむを得ない一方でというような言い方もありましたけれども、一定所得の部分関係なく負担をとというような発言だというふうに受けとめましたけれども、国保の問題については、私の議員歴と同じぐらい国保年金課とはやりとりをしてきた実績といたしますか、蓄積もおありだと思いますので、あえてちょっとお伺いいたしますけれども、平成22年6月議会におきまして、当時やりとりをさせていただいた中では、一例として、所得200万円、奥さんとお子さん2人の4人家族の場合の当時の保険税の基準をお聞きしました。これは介護分を含まない保険税の総額が幾らになるかという問いかけに対しまして、当時30万2,000円というような回答がありました。実に所得の15%が平成22年当時でも所得200万円の方に対して課税をされていたというような状況があったんですけれども、今これは事前に細かい細部の通告までしておりませんので、すぐお答えが出るかどうかわかりませんが、当時

と比較して、要は加入されている国保加入世帯の同様のケースの場合、保険税というのはどう  
いうふうになっているか、今答えが出るんだったら示していただきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 今ちょっと手元にその200万円の4人家族ということでの試算の数字  
というのを持ち合わせておりません。ただ、当時と比べますと、当然ながら所得割、また均  
等割、平等割、それぞれに税率も上がっておりますし、金額も上がっております。そういった  
ことから考えますと、保険料も上昇しているというふうに思われます。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） まさにそうだと思うんですよ。9年前で既に所得の15%の負担という  
のは余りにも大き過ぎるのではないかというようなことが議論になりました。これは市議会だ  
けでなくて国会でも議論されたようなことですけれども、太宰府市でも実際に所得の15%課税  
をされておられるような実態があるわけで、当然その後国保税の引き上げという形の改定も行  
われていれば、9年前よりも当然負担が増えているのだらうなということは容易に想像ができ  
ると思います。その上で、一定の負担というのがどの程度まで今考えておられるのか。このま  
ま際限なく一定の負担、医療費がかかる、いろいろな理由のもとで負担が増え続ける構造、そ  
の仕組みをもうこれは歯どめをかけず負担を求めていかれるのか、所得の部分で、そういった  
関係なくどの程度までがもう対応できるというふうに今考えておられますか。その上での国保  
の運営されておられるのか、お聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 現在、国民健康保険、これにつきましては特別会計という形で運営  
をされております。今回財政運営を県が行うようになりましてからも、その納付金というのが  
県のほうから示されております。この金額を当然ながら保険料というところで太宰府市も県に  
納付をしなければならない、そういう実態がまずございます。確かにこの国民健康保険自体の  
構造的な問題といたしますのは、藤井議員何度もご指摘をされたところでございまして、私たち  
もそのことにつきましては十分な認識はしております。このため、市長会などを通じまして、  
国に対しても財政的な措置、そういったものについて今も要望を続けているような状況でござ  
います。

ただ、最初に言いましたように、基本的には特別会計ということで独立採算の立場というの  
は持たなければならない、現時点では、そういう認識を持っております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 保険税の4月からの引き上げの影響の部分です。先週私のところにも  
国保の今年度の納税通知書が送られてまいりました。その上で、まず最初に確認させていただ  
きたいのは、答弁の中では、軽減判定所得の見直しを実施したというようなことが先ほどあり  
ました。では、今年度の課税の状況を見たときに、国保加入世帯の中で軽減の部分のところ

拡大した世帯と負担が増えた世帯、その辺の比率はどういうふうになっているか、そこら辺の検証はされていますか、納税の通知に当たって。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 今回5割、2割の軽減判定基準が上がりましたことによって、約40世帯の方が新たに軽減対象というふうになっております。また、上限額が上昇いたしました。これによりまして約16世帯の方がこれまでの上限よりも上でしたので、その分が増収になるということでございます。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 今言われた軽減の部分、その数だけじゃないですよ。当然国保に加入されておられる世帯というのは、いわゆる中間といいますか、そういった部分の世帯が多数を占めておられるわけですから、増えた限度額の部分の適用の部分というのが、そこだけではなくて、では問題の一番の中間層の部分の保険税というのは、結局中間層といいますか、その部分の多くのところの加入されておられる方の保険税というのは、前年と比較したときには新たな税額のもとで負担が増えておるのか、それともそれは例えば加入世帯それぞれの所得の問題が絡むから、現状において今その点すぐにここまで答弁するのは難しいという答えなのか、その辺のところはどうですか。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 中間所得層につきましての影響というのは、個別にまだ件数とかそういうものまでの算定はしておりません。ただ、今回の軽減税率の拡大、また上限額の上昇、そういったことによりまして、基本的には中間所得層の方にもこれまでの保険料よりも下がる分が出てくるというふうには認識をしております。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） その世帯がどのくらいなのかというのが、多くの方が下がればそれはこしたことはないですけども、基本的な先ほどの9年前から比較しても保険税の改定は行われているわけですから、やはり多くのところの部分の保険税の——今年度の課税です——今年度の部分については、影響というか、増税になっているのじゃないかなというふうにはこれは私が個人的に思ったりしますけれども、その辺の部分のもう一回検証はこれはまた9月の前年度の決算の部分でも見ていくことになるのかなとも思ったりしますけれども、この間結局先ほどの答弁でも言われましたけれども、連続的に保険税が改定されてきて引き上げられたけれども、収納率は比較をしても大きく影響はなかったとか、要は保険税引き上げの影響というのをどの程度影響があったのかというのは何も検討というか、検証はされていなかったというような答弁ありましたけれども、それはどういう理由からですか。もう収納率だけの推移で影響がないというふうには判断しておられたのか、どういう理由で何も検証されていなかったんですか。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） この保険料の改定を行う際には、当然ながら国保運営協議会、そういったところにもご審議をお願いしているわけでございますけれども、一番最初の答弁でもちよっと言いましたけれども、この国保税を算定するに当たりましては、まず独立採算制というものを大前提に考えております。ですから、県に対する納付金を納めるためには幾らの保険税にすればいいのか、こういったところに主眼を置いて改定をしているところでございます。

先ほど収納率はほぼ横ばいというふうにはお話をしましたけれども、滞納件数を見ましても、ほぼ横ばいの状況ということでございます。これがどれだけ生活の中に影響をしていないのかというような分析までは行っていないということでございます。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 部長、答えにくいかもしれないけれども、市長からそういう指示はなかったですか。

あったか、なかったかだけでいいですよ。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 今の答弁でもお答えしましたように、税率改定に当たりましては、納付金を納めるための保険税率を幾らにすればいいのかというのに主眼を置いて検討するというふうなところで考えております。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） じゃあ、市長、お伺いしますけれども、市長の名前で今も納税の通知というのは届いているわけです。議会においては、結果として保険税の改定、増税の部分が多数になったら、当然それは納税を求めて通知を行えるのは市長の仕事だと理解します。ただ、その上で市長がもう一点内部にしないといけないことというのは、そういう保険税を何とか払っておられる方がおられたのが、増税によって負担増になって、最悪払えなくなるとか、そういうような影響が出るかもしれないから注意しておくように何らかの手だて等をきちんと考えられないかということを一言市長が現場に指示を出しておくというのは、これは市長の役割としてあると思うんですけども、市長、そこら辺の認識はいかがですか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど来部長も答弁しておりますように、私から明確な指示は出していないことも確かであります。ただ一方で、藤井議員もおっしゃられますように、またこれまでもさまざまな指摘をさまざまな議員からもご指摘いただきましたように、やはり市民の皆様がこの国保に限らずですけども、さまざまな税負担なり、日ごろの日々の市の決定において、陰に陽にさまざまな生活的な影響を受けられることは紛れもない事実であります。そうした全体的な調査も定期的に行いながら、やはりこうしたご不満がどこにあるのか、そして生活の厳しさがどこにあるのかとか、そういうものを常々私自身トップとして把握をしようと努めてはおりますので、今のご指摘にも従って、国保による影響もどのようなものがあるかをさらに注意をしながら、職員にも喚起をしながら、そうした市民の皆様のご不安を少しでも解ける

ような努力をしていきたいと感じているところであります。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） それでは、お願いしておきます。とりわけこの間、市長から運営協議会で議論していただいて、それを今度市長が運営協議会の答申を受けるというような流れですけれども、時期が来たからそろそろ運営協議会にというような流れではなくて、運営協議会にまず上げる段階で今言われた部分を検証する、つかむ努力はしていただきたいというふうに思います。

一例ですけれども、今日の西日本新聞にも載ってございましたけれども、民間の医療機関の団体が調査したところでは、保険証を持っていなくて重症化をして、無料低額診療と言われるような医療機関の制度等も活用できずに、最後は生活保護の基準にもボーダーラインよりもちょっと上だったから生活保護も適用できずにということで、最後は結局重度の胃がんで命を落としてしまったというような事例が今日西日本新聞には載ってございましたけれども、結局今一生懸命国民健康保険税を何とか払っておられる方が、結局は所得が大きく増えない中でも保険税のところが増えてしまって、払える人が払えなくなるというような状況だけは起こさないようにしておかないと、結局保険証がないから病院にかかれぬというような事例、その結果、今日一例が新聞にも報道されているようなことも起こっているわけですから、その点まで踏まえた上で、この国保の部分はお願いをしておきたいと思えます。

それと、先ほど部長の答弁では、市長会というようなこともありましたけれども、市長会だけではなくて全国の知事会のほうも、今国保に対して、国に対して1兆円の公費負担をきちんと行って、せめて協会けんぽ並みの負担を行うべきだというのが、これはもう市長会だけではなくて、知事会まで動いている一つになっているわけです、国民健康保険税が高過ぎるという部分、負担が高いというのは。その点をぜひとも楠田市長も市長会のほうでも発言をしていただいて、知事会とも連動するような動きを市長が担っていただきたいというふうに思いますけれども、市長、その決意をお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先日、全国市長会もございましたし、筑紫地区の市長の集まりもありますし、県の市長会もございまして、九州の市長会もございまして、さまざまな機会を通じまして、やはり同じような問題意識を持たれる市長が多くおられると思いますので、知事会とも協力しながら、国に申すべきことはしっかりと申していきたいと、そのように考えております。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 保険税の部分の引き上げの検証については、引き続き取り組みを行っていただいた上で施策を出していただきたいということを現場サイドにも要望しておきたいと思えます。

その上で、保険税率の均一化の動きにつきましても確認をさせていただきますけれども、今全国で実際行われているのは、壇上で取り上げた安倍首相など経済財政諮問会議の中では、大阪

府が何かそういったところを積極的に行っているというような事例で議論が進められているように聞いておりますけれども、まだ福岡県としては来年度、再来年度というような早急な動きとして統一化に向けて進んでいくというようなことは無いという状況でしょうか。今現在のことで。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 福岡県では、平成30年4月1日に施行されました福岡県国民健康保険運営方針というのがございます。その中で、今言われましたように、平成30年直ちには保険料の県内均一化は行わないということ、こういうことが今ここに明記されているような状況でございます。

今後のことについては、今のところまだ定かではないというところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） まだ定かではないということですがけれども、均一化というのが結局はまた保険税の負担と申しますか、自治体がやっている独自の努力、法定外の繰り入れだったりとかそういったものを制限するような動きであるというように、私はそういうふうに捉えております。その結果、また保険税が引き上げが行われてしまうというようなこと、これは私のほうから見た見方ですから、いや、違うんじゃないですかというような反問権があれば、またそのとき議論するときに遠慮なく切っていただければ構わないと思っておりますけれども、やはり今でも高い国民健康保険税に太宰府市民の方も苦しんでおられる。そういった中で一生懸命払っておられる方の保険税がまたさらに引き上がって、保険証が取り上げられる、資格証明書の発行が増えるとか、そういったようなことは絶対起こさないように、この点は県のほうとも統一化に向けての動き等があったときには積極的に意見を言っていきたいというふうに思いますし、きちんと議会のほうにも国保のそういった部分の状況が情報提供していただけるように努めていきたいということをお願いしておきたいと思っております。

この点まで申し上げまして、今回の質問は終わらせていただきます。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月19日午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後3時32分

~~~~~ ○ ~~~~~